

第4次

横浜市 男女共同参画 行動計画

平成28年度～平成32年度

誰もが安心と成長を実感できる
日本一女性が働きやすい、
働きがいのある都市の実現に向けて



誰もがいきいきと暮らせるまちを目指して



このたび、第4次男女共同参画行動計画が策定の運びとなりました。策定にあたり、横浜市男女共同参画審議会で御議論いただくとともに、パブリックコメント等を通じて多くの市民の皆様にご意見をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

少子高齢化とそれに伴う生産年齢人口の減少やグローバル化など、社会の変化が進むなか、豊かな市民生活の実現や社会の持続的な発展のためには、多様な意見や価値観を尊重しあい、すべての人の個性と能力が発揮される社会、「男女共同参画社会」の実現が不可欠です。特に、最大の潜在力である「女性の力」の発揮が、これからの社会の活性化に欠かせないことは、もはや共通の認識となっています。

平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、女性の活躍推進は、国・自治体・企業が丸となって取り組む、まさに新たなステージに突入しました。そうした中、横浜市も「日本一女性が働きやすい、働きがいのある都市の実現」を目標に掲げており、本計画は、この新しいステージで、横浜の未来へ前進していくための計画であるという思いを込めて策定しました。

横浜市はこれまでも、女性の活躍推進が「成長の鍵」とし、女性の就業・起業の支援、ネットワークづくり、ワーク・ライフ・バランスの推進など、様々な取組に力を入れてきました。しかしながら現状を見ると、結婚・妊娠・出産を機に仕事を離れる女性が7割に上り、女性の年齢階級別労働力率、いわゆる「M字カーブ」は全国と比較しても底が深いなど、まだまだ課題が山積しています。ひとり親世帯や非正規雇用者が増加するなか、生活不安や困窮状態に陥らないための支援も必要です。

こうした状況にしっかりと向き合い、より有効なアプローチができるよう、本計画の策定にあたっては、横浜市の特徴や地域特性、更には、10年後にどんな社会が待ち受けているかといった長期的な視点も含め、多角的にデータ分析を行いました。

そして、浮き彫りになった課題に的確に対応するとともに、男女共同参画のより一層の推進を図るため、4つの重点施策と具体的な取組を盛り込みました。

さらに、「管理職に占める女性割合」のほか、新たに「女性有業率」や「男性の家事・育児・介護参画の割合」などの数値目標を掲げるなど、明確な目標を設定した計画としました。

横浜市の取組は、今や国の内外を問わず注目を集めています。

これからも、性別にかかわらず、誰もが安心と成長を実感できる「男女共同参画社会」の実現に向け、市民の皆様、事業者や企業の皆様とともに邁進していく決意です。ご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

平成28年3月

横浜市長 林 文子

目次

計画の策定にあたって	1
I. 行動計画の全体像	3
1. 位置づけ	3
2. ねらいと基本理念	4
3. 計画期間	4
4. 行動計画の体系	5
5. 4つの重点施策と優先的に取り組むべき事業	6
II. 策定の基本的考え方と策定後の進行管理	8
1. 策定の基本的考え方	8
2. 策定後の進行管理	14
III. 重点施策	15
1. 現状及び特徴	15
2. 重点施策	25
IV. 取組分野と主な事業	27
取組分野Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍	28
Ⅰ－1 市内企業及び市役所における「女性管理職30%」に向けた加速化	29
Ⅰ－2 市附属機関等への女性参画比率の向上	30
Ⅰ－3 インセンティブの付与等による企業への取組支援	30
Ⅰ－4 女性の就労支援とキャリア形成やネットワークづくりの推進	31
Ⅰ－5 女性の起業と起業後の成長支援	35
Ⅰ－6 多様な選択を可能にする学習機会の提供	36
取組分野Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	37
Ⅱ－1 ひとり親家庭の自立支援等	38
Ⅱ－2 DVの防止及びDV被害者の自立に向けた支援 (DV防止法に基づく市町村基本計画)	40

Ⅱ－３	女性や子どもに対する暴力の予防と根絶	45
Ⅱ－４	ハラスメント防止対策の推進	46
Ⅱ－５	性を理解・尊重するための教育と相談	47
Ⅱ－６	ライフステージに対応した支援と性差医療が受診しやすい環境づくり	48
Ⅱ－７	性別に関わる問題の解決に向けた相談・支援等	49
Ⅱ－８	高齢者・若年者・障害者・外国人等、困難を抱えたあらゆる女性の 安定した生活と社会参加のための支援	50
取組分野Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進・社会づくり		52
Ⅲ－１	男性・シニアの家庭生活や地域活動への参画の促進	53
Ⅲ－２	「働き方改革」「柔軟な働き方」の推進（企業等への働きかけ等）	55
Ⅲ－３	多様なニーズに対応する保育・教育・子育て環境の整備	56
Ⅲ－４	男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供の強化	57
Ⅲ－５	男女共同参画推進のための広報・啓発	58
Ⅲ－６	学校・地域・家庭における男女平等や自立・職業意識を育む教育 （キャリア教育を含む）	60
Ⅲ－７	地域防災における男女共同参画の推進	61
Ⅲ－８	男女共同参画に関する国際的な協調と活動への支援	62
取組分野Ⅳ 推進体制の整備・強化		63
Ⅳ－１	関係機関・団体との連携強化や国への働きかけ	63
Ⅳ－２	庁内体制の強化	64
Ⅳ－３	確実なPDCAサイクルの実施	64
Ⅳ－４	男女別等統計の充実	64
資料編		65

計画の策定にあたって

道なかば、男女共同参画社会の実現

男女平等については、人権の尊重を含め、婦人参政権¹の確立や日本国憲法の制定をはじめ、国際社会と目的を共有する女子差別撤廃条約²の批准、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律³（以下「均等法」という）、男女共同参画社会基本法⁴（以下「基本法」という）などにより、法的に整備されてきました。

横浜市でも、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる社会の実現を目指し、昭和58年に婦人行政推進室（当時）を設置しました。

以来、公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会と3館の男女共同参画センターとともに、情報提供や広報啓発、就労支援やドメスティック・バイオレンス⁵をはじめとする相談事業、仲間づくりなど様々な観点から男女共同参画社会づくりを進めてきました。横浜市DV相談支援センターの設置や、他都市に先駆けて取り組んだ保育所待機児童ゼロの達成、女性の就労支援など、男女がともに尊重しあい、社会と家庭でともに責任を分かち、恩恵を享受できる環境づくりも進めています。

しかしながら、女性の多様な分野への参画や就労、ワーク・ライフ・バランスの推進、DVの防止と相談支援の充実など、課題は少なくありません。

特に、「男女共同参画に関する市民意識調査」⁶（以下「市民意識調査」という）の結果をみると、「社会において男性の方が優遇されている」と感じている市民は約74%であり、その割合は平成21年の前回調査よりもむしろ増加しています。また、結婚や出産を機に仕事を辞める女性が7割を占める状況は20年前と大きく変わっておらず、女性が労働市場で形成するいわゆるM字カーブ⁷は日本全体に共通する、国際社会の中でも特異な状況であり続けています。

また、「男は仕事、女は家庭」を肯定する市民の割合は徐々に減っており、いわゆる固定的な性別役割分担意識は薄れる傾向にありますが、この意識にもとづいた制度や慣行が社会に根強く

1 女性が政治に参加する権利。主に選挙権や被選挙権のことを示します。

2 1979年の国連総会において採択された、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とした条約。日本は1985年に締結しました。

3 1985年に制定された、職場における男女の差別を禁止する法律です。

4 1999年制定「男女共同参画社会（男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会）」を実現するための基本理念を掲げています。また、行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たすべき役割を定めています。

5 「ドメスティック・バイオレンス」略して「DV」。この計画では、配偶者等からの暴力という意味で使用します。

6 2014年度に横浜市で行った、男女共同参画に関する市民の皆様の意識や実態等についての調査です。

7 我が国の女性の年齢階級別労働力率を折れ線グラフで表すとM字型になることから、略してM字カーブと言われていきます。女性の労働力率は、結婚、出産、子育て期にあたる30代前半から低下し、30代後半で底となるM字型を描きます。M字の底（くぼみ）が深いほど、結婚、出産、子育てを機に仕事を辞める女性が多いといえます。

残っていることが、男女ともにいきいきと生活できる男女共同参画社会の実現を妨げていると指摘されています。男女共同参画の視点に立った意識の改革だけでなく、社会制度・慣行の見直しを含めてこの国の文化を変えていくことが求められています。

「女性の力」に期待する国の動き、国際社会の期待

少子高齢化が進展する中、これまで活かしきれてこなかった最大の潜在力として「女性の力」が注目され、女性の活躍推進は、日本全体の重要課題と位置づけられてきました。

昨今の経済不況から、国際経済に対する日本のけん引力低下は、国際社会からも懸念されており、先進国の中でも最低レベルとなっている女性の社会参画を推進すべきとの期待も高まってきました。

こうした中、女性の活躍推進は、平成25年6月の「成長戦略」において最重要分野と位置づけられました。平成26年10月には内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部⁸」を設置、「すべての女性が輝く政策パッケージ⁹」を取りまとめ、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という）¹⁰」も成立し、新たな法的枠組みが構築されています。

経済同友会や経団連など経済団体も率先して具体的な行動を起こし始め、官民あげた女性の活躍支援及び男女共同参画社会の実現をはばむ制度・慣習の変革に向けて大きく動き出しています。

平成27年12月に内閣府でまとめられた「第4次男女共同参画基本計画」では、目指すべき社会として、①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会、④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会、の4つを挙げています。

おりしも、社会生活における男女の均等な権利と責任を規定した均等法の成立からおおよそ30年、ジェンダー平等¹¹と女性のエンパワメント¹²促進を宣言した第4回世界女性会議（北京会議）¹³から20年が経過し、女性の人権擁護と社会進出は大きく進んだと言える中で、なお、残る課題に対し、日本全体が大きな変革を遂げようとしている今、基礎自治体である横浜市としても、「日本一女性が働きやすい、働きがいのある都市」を目指し、男女共同参画の取組において、これまでにない大きな一歩を踏み出す好機となっています。

8 様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、我が国の社会の活性化につながるように、本部が設置されました。

9 2015年春頃までに早急に対応すべき、様々な立場に置かれている女性の課題を解決するための施策です。

10 2015年8月成立。女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきことを基本原則としています。国の定める基本方針等を勘案して、地方公共団体（都道府県、市町村）は、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定することとなっています。

11 性別にかかわらず、人生や生活における様々な機会が平等に与えられ、男女が同様に自己実現の機会を持つこと。

12 女性が、人生や生活に係る決定をする権利と能力を持つこと。また、多様なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変化させる力を持つこと。

13 1995年に北京で開催された男女平等に係る国際会議です。本会議では、女性のエンパワメントやジェンダー平等に関する国際的な合意である北京宣言と行動綱領が採択されました。

I. 行動計画の全体像

1. 位置づけ

横浜市男女共同参画行動計画（以下、「行動計画」という）は、「横浜市男女共同参画推進条例」（以下、「条例」という）第8条に基づく行動計画であり、「基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という）」、「女性活躍推進法」に規定する計画にあたります。



2. ねらいと基本理念

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目的として、条例に規定する7つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を実施するために策定します。

基本理念（条例第3条から要約）

- 1 男女の人権の尊重
- 2 性別による、固定的な役割分担等が男女の活動の自由な選択に影響を及ぼさないように配慮すること
- 3 政策及び方針決定に共同して参画する機会の確保
- 4 家庭生活における活動とその他の社会生活における活動とが円滑に行えるよう配慮すること
- 5 男女の互いの性の理解と決定の尊重、女性の生涯にわたる健康の維持
- 6 国際的な理解と協力
- 7 夫等からの女性に対する暴力等の根絶

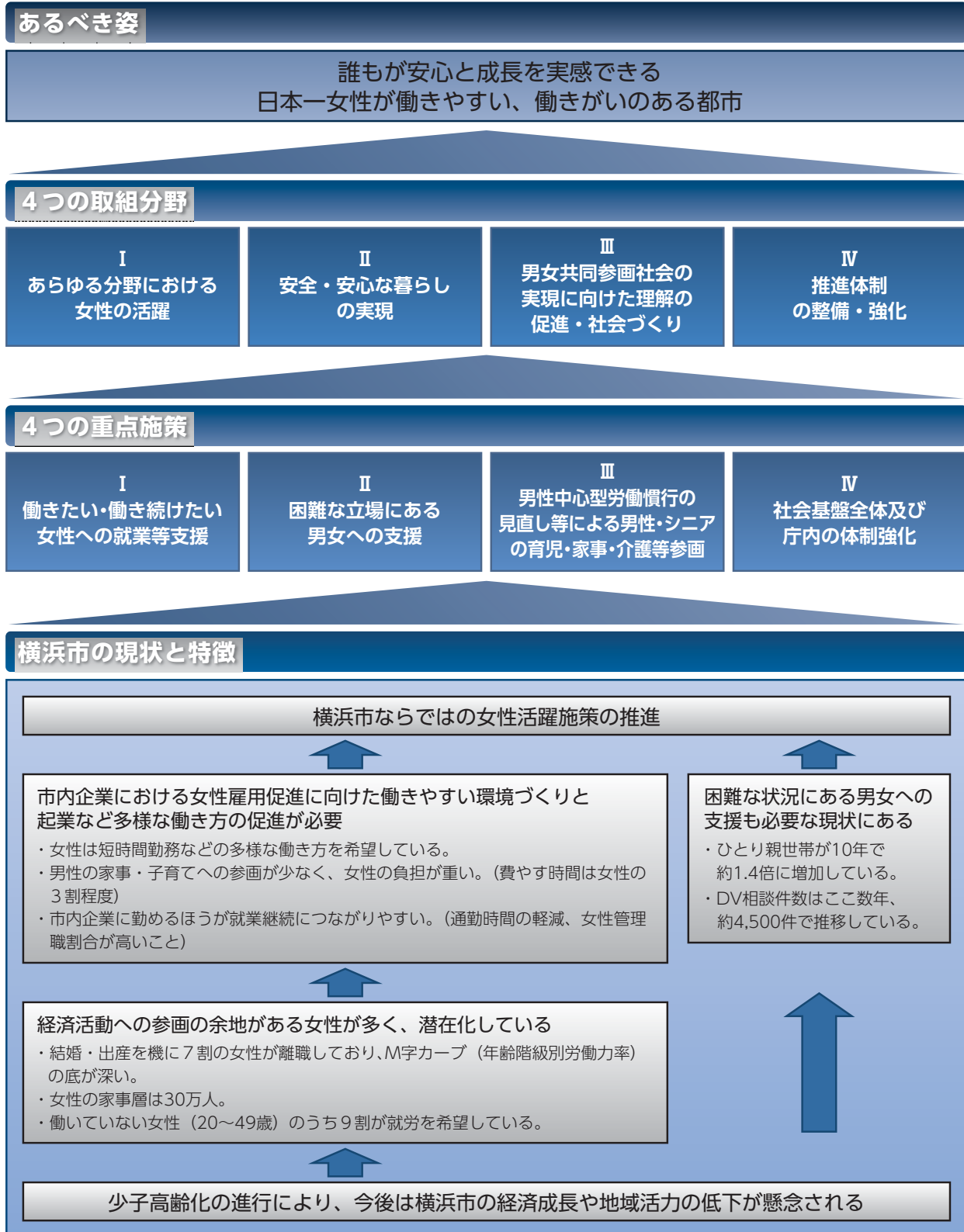
3. 計画期間

平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5か年とします。



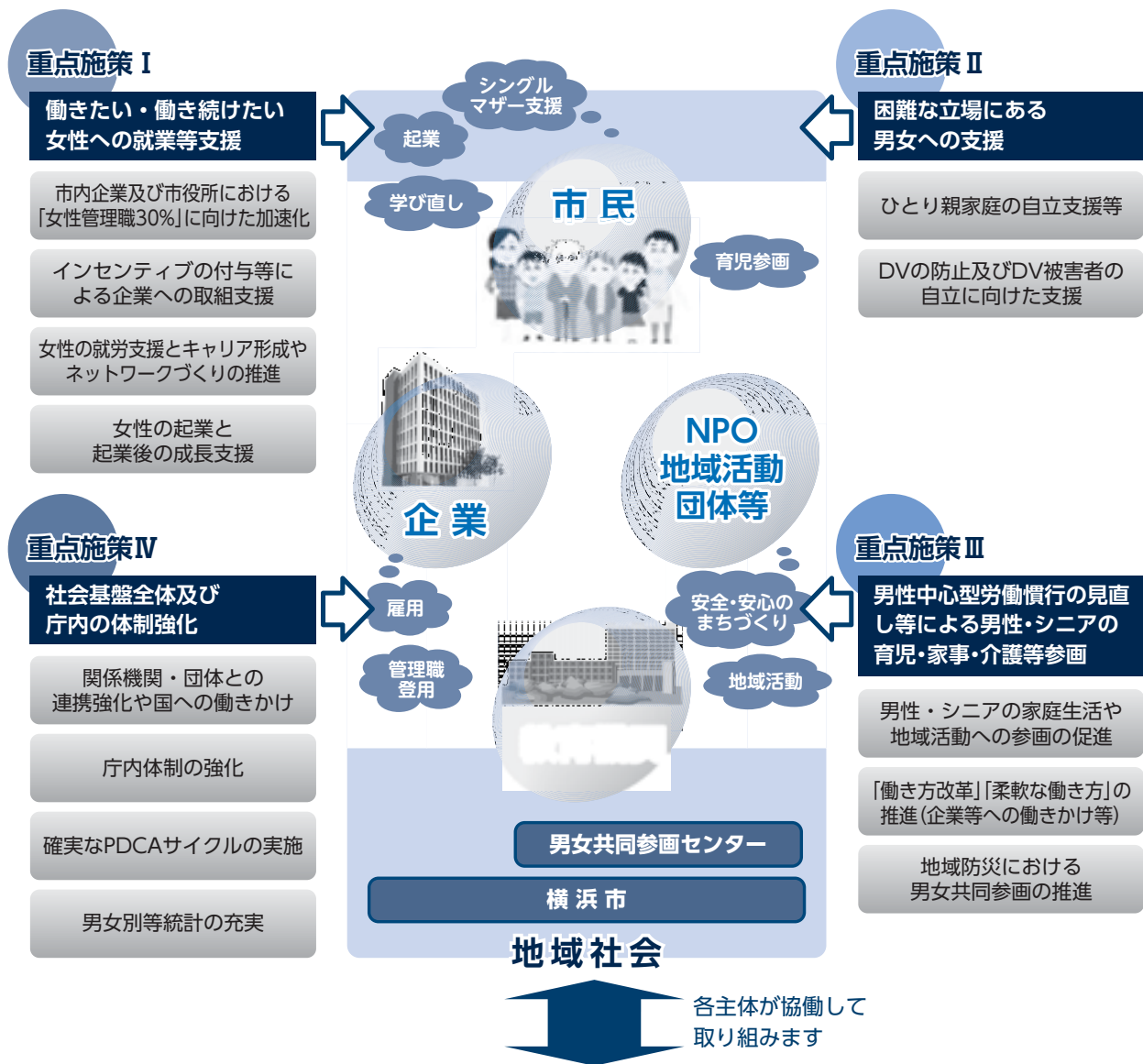
4. 行動計画の体系

「誰もが安心と成長を実感できる、日本一女性が働きやすい、働きがいのある都市の実現」に向けて、横浜市の現状や特徴等を踏まえた「4つの重点施策」と「4つの取組分野」ごとの具体的な事業を進めていきます。

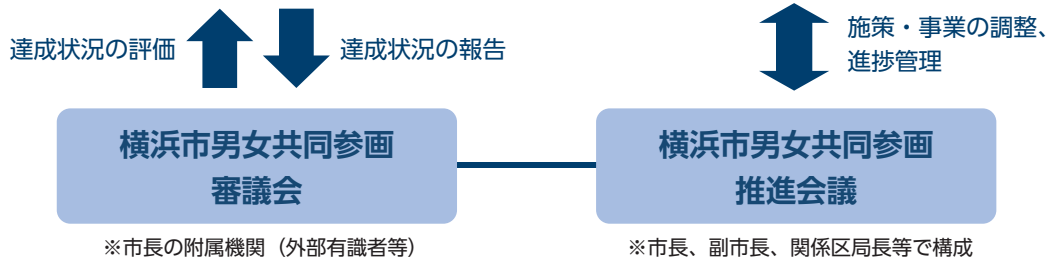


5. 4つの重点施策と優先的に取り組むべき事業

社会基盤全体及び庁内の体制を強化しながら、市民一人ひとりや企業等に向けた支援を行い、地域社会全体で取組強化を進めます。



第4次横浜市男女共同参画行動計画



○横浜市男女共同参画センター

男女共同参画センター3館（横浜、横浜南、横浜北）は、条例第11条に定める男女共同参画推進拠点施設として、行動計画に基づき、女性の就業や男女のワーク・ライフ・バランス支援、女性に対する暴力防止等の講座事業、情報事業、広報啓発事業、調査研究・事業開発事業、相談事業、協働連携事業等を総合的に実施します。

区役所、事業者、教育機関及び市民・地域活動団体等と協働・連携して、啓発事業や様々な課題解決に向けての取組を行い、市民に身近な場所で、男女共同参画の裾野を広げ、市内全域における男女共同参画の推進を図ります。

○横浜市男女共同参画審議会

条例第12条に基づく市長の附属機関として、市長の諮問に応じて、行動計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議します。

また、事業の実施状況、目標の達成状況などに基づき、行動計画の進捗状況についての評価を行い、必要に応じて市長に施策の方向について提言していきます。

○横浜市男女共同参画推進会議

市長を会長として、副市長、関係区局長等で構成され、市の男女共同参画の推進に関する施策に係る重要事項について審議します。また、行動計画の実施に関し、各区局間の施策の調整を図り、施策の着実な推進を図ります。



Ⅱ. 策定の基本的考え方と策定後の進行管理

1. 策定の基本的考え方

横浜市では、男女共同参画社会の形成を目指して、平成13年（2001年）3月に条例を制定し、条例の理念に基づく行動計画により、様々な取組を実施してきました。

第3次行動計画（平成22年度（2010年度）策定）は、平成27年度（2015年度）で期間満了となるため、横浜市男女共同参画審議会へ市長から諮問を行い、**審議会からの答申**を受けて、第4次行動計画を策定します。

また、条例第3条の「**基本理念**」とともに（I-2参照）、「**女性活躍推進法**」、「**DV防止法**」や「**国や他の計画との関連性**」、10年後を見据えた「**男女共同参画をめぐる社会の変化と横浜市の動向**」、さらに、「**第3次行動計画における取組状況と評価**」を踏まえて本計画を策定します。

（1）女性活躍推進法、DV防止法との関係性

横浜市では、第4次行動計画を新たに女性活躍推進法における「市町村推進計画」としても位置づけ、法の趣旨を踏まえた取組を本計画において推進していきます。

また、DV防止法に基づき、「横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画¹⁴」を策定し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護や自立支援のための施策を総合的に実施してきましたが、第4次行動計画では、この計画を包含させ、女性に対する暴力の根絶のための取組を総合的かつ一体的に推進していきます。行動計画では、DV防止法の対象である「（元）配偶者からの暴力」を対象とします。なお、DV防止法対象外の「交際相手からの暴力」、親・きょうだいなど身近な者からの暴力に対しても、行動計画に準じて対応します。

（2）国や他の計画との関係性

国では、平成28年度（2016年度）から5年間を計画期間とする「第4次男女共同参画基本計画」が取りまとめられました。また、神奈川県は、平成24年度（2012年度）に「かながわ男女共同参画プラン（第3次）」を策定しています。これらの内容を踏まえて行動計画を策定します。

さらに、横浜市の「中期4か年計画」（平成26年度～平成29年度（2014年度～2017年度））や「横浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成27年度～平成31年度（2015年度～2019年度））、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～平成31年度（2015年度～2019年度））、「横浜市ひとり親家庭自立支援計画」（平成25年度～平成29年度（2013年度～2017年度））、「第3期横浜市地域福祉保健計画」（平成26年度～平成30年度（2014年度～2018年度））、「第3期横浜市障害者プラン」（平成27年度～平成32年度（2015年度～2020年度））、「第6期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成27年度～平成29年度（2015年度～2017年度））等の市の他の計画とも整合性を図りながら行動計画を策定します。

14 DV防止法に基づく市町村基本計画。計画期間は5年間。

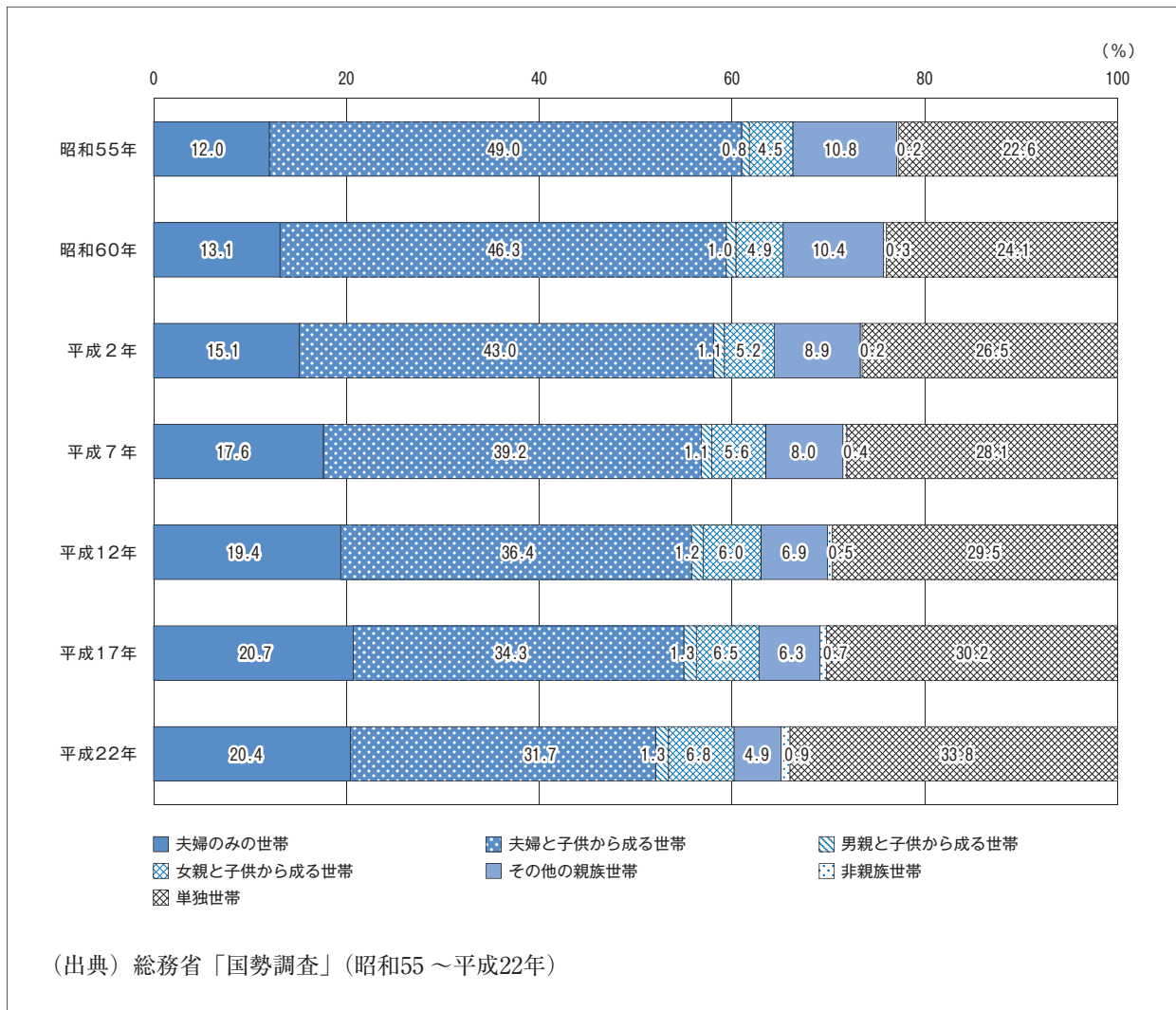
(3) 男女共同参画をめぐる社会の変化と横浜市の動向 ～10年後に想定される横浜市を取り巻く環境～

ア 世帯構造の変化

家族類型別一般世帯数の割合をしてみると、平成22年（2010年）においては、「単独世帯」が33.8%で最も多い世帯類型となっており、これまで標準的と言われていた「夫婦と子供から成る世帯」を上回っています。年齢別に見ても、単独世帯はほぼすべての世代で増加しています。

今後、生涯未婚率の上昇に伴う単独世帯の増加や、ひとり親世帯の増加も見込まれる中、生活不安や困窮状態に陥ることがないよう、男女ともに働き続けることができる社会の実現や、セーフティネットを含めた支援が必要です。《資料編図表15参照》

図表1 横浜市の世帯構造の変化

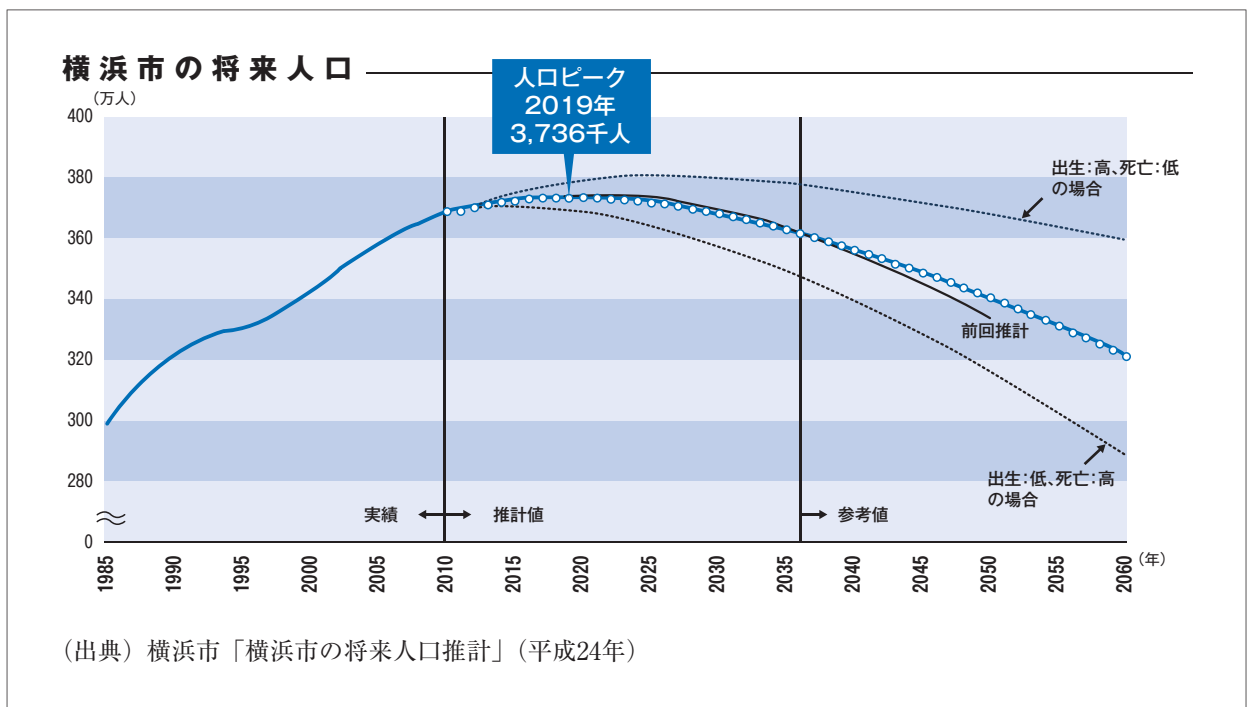


イ 高齢化の進展、生産年齢人口の減少

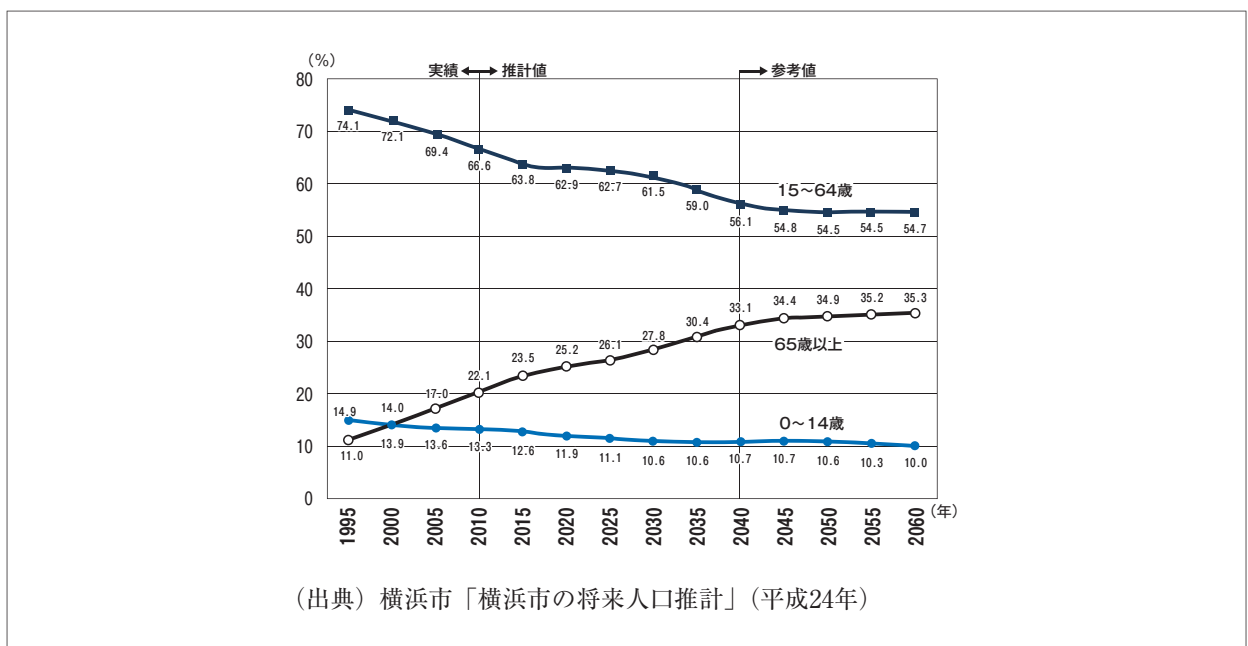
総人口のピークは平成31年（2019年）であり、その後は減少を続ける見込みとなっています。また、高齢化率は、総人口ピークの平成31年（2019年）に25%、2060年では35%まで上昇すると予測されます。生産年齢人口は減り続けるため、地域経済の成長や地域活力の維持を支える人材が必要であり、女性や高齢者など多様な主体が経済活動、地域活動に参画することが重要となってきます。

少子化と高齢化が同時に進む中、女性の晩婚化・晩産化によって、親の介護と子育てを同時にしなければならない世帯（いわゆる“ダブル・ケア”負担の世帯）の増加が予測されます。

図表2-1 横浜市の人口構造の変化



図表2-2 横浜市の人口構造の変化

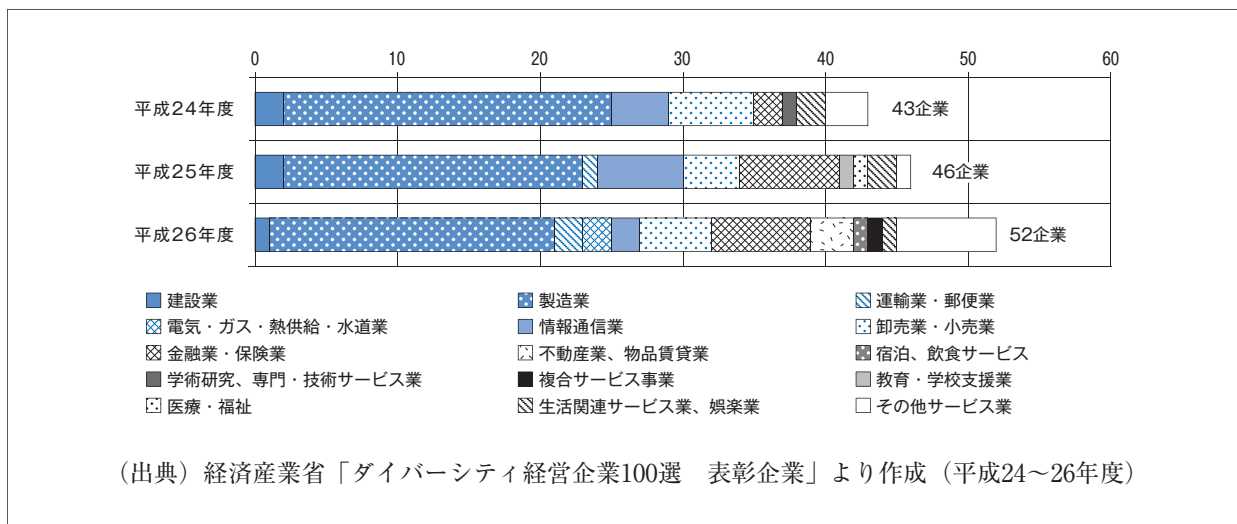


ウ ダイバーシティ&インクルージョン¹⁵

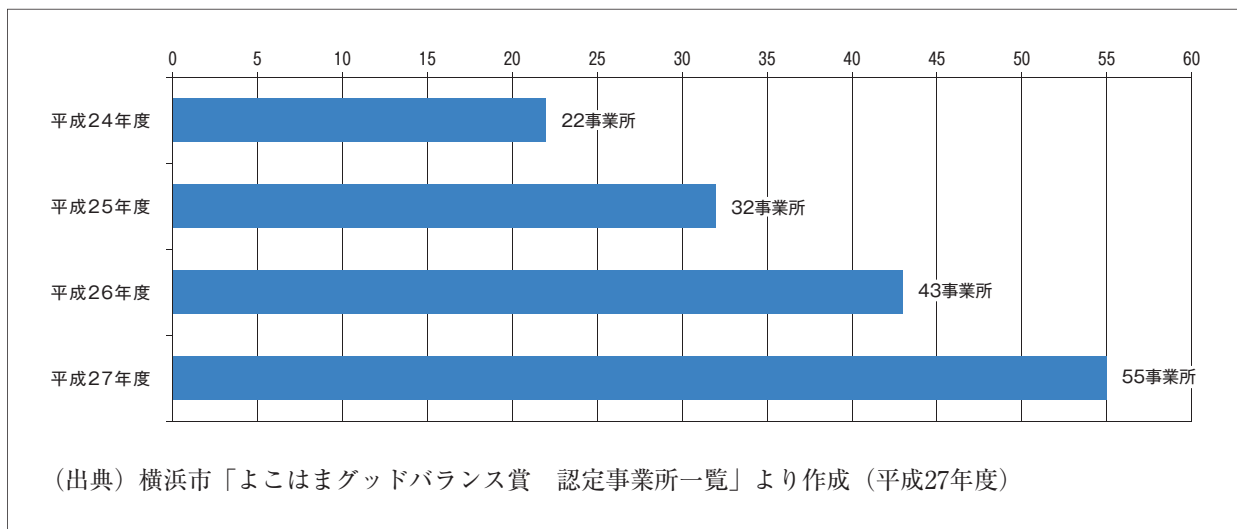
ダイバーシティ&インクルージョンが、組織の硬直化を避け、時代の変化に適応するための組織開発への取組であるとの認識が進んでいます。

行政サービスにおいても、一層の質の向上に向け、女性の視点も含めた、多種多様な価値観や視点を導入し、新たな発想が求められる社会になっています。そして、女性の就労形態の多様化（夜間・土日勤務等）に対応できる保育等の環境づくりも必要となります。

図表3 ダイバーシティ経営企業100選¹⁶の表彰企業数



図表4 よこはまグッドバランス賞の受賞事業所数



15 多様性を受容し、様々な意見やアイデアを聞き入れることで、組織の競争の優位性を高める成長戦略です。

16 ダイバーシティ経営に優れた企業を選定・表彰・公表する取組です。平成24年度から平成26年度にかけて経済産業省が実施し、平成27年度からは「新・ダイバーシティ経営企業100選」を開始しました。

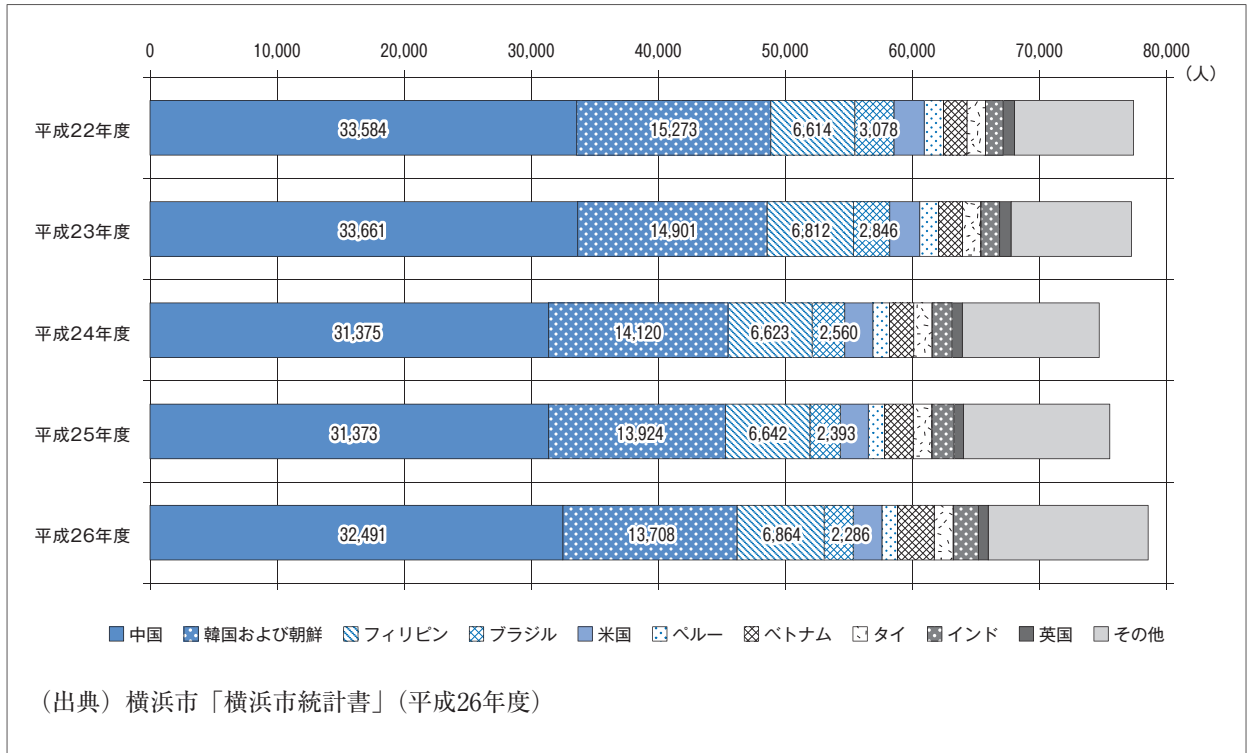
エ グローバル化の進展

グローバル化の進展により、女性を含めて多様な人材が活躍できる場や柔軟な働き方、女性の管理職への登用など、国際基準での対応が必要となります。

また、市内在住外国人が増加傾向にある中、就労相談、防災やDV相談等も含め、外国人のニーズに応じた取組が重要となります。

特に、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、市を含め国全体で国際基準に対応できる社会づくりが進むと考えられます。

図表5 市内在住の外国人の増加

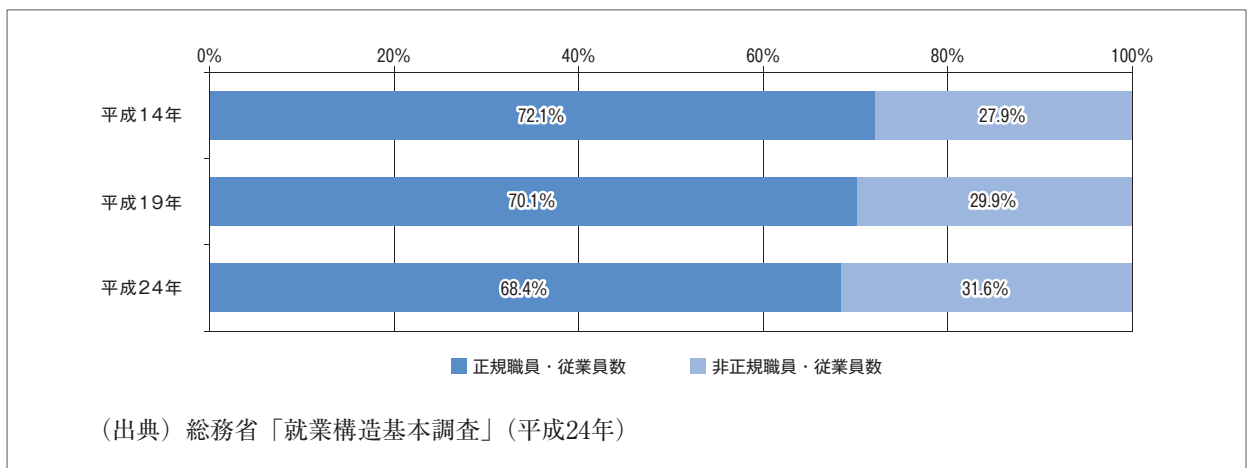


オ 格差の拡大

ひとり親世帯の増加等に伴う経済的格差や、若年無業者・非正規雇用者の増加等に伴う世代間の格差など、所得面のほか教育面等においても中長期的には格差が拡大する可能性があります。

困窮状態に陥らないための防止策や困窮から脱するための切れ目のない支援が必要となります。

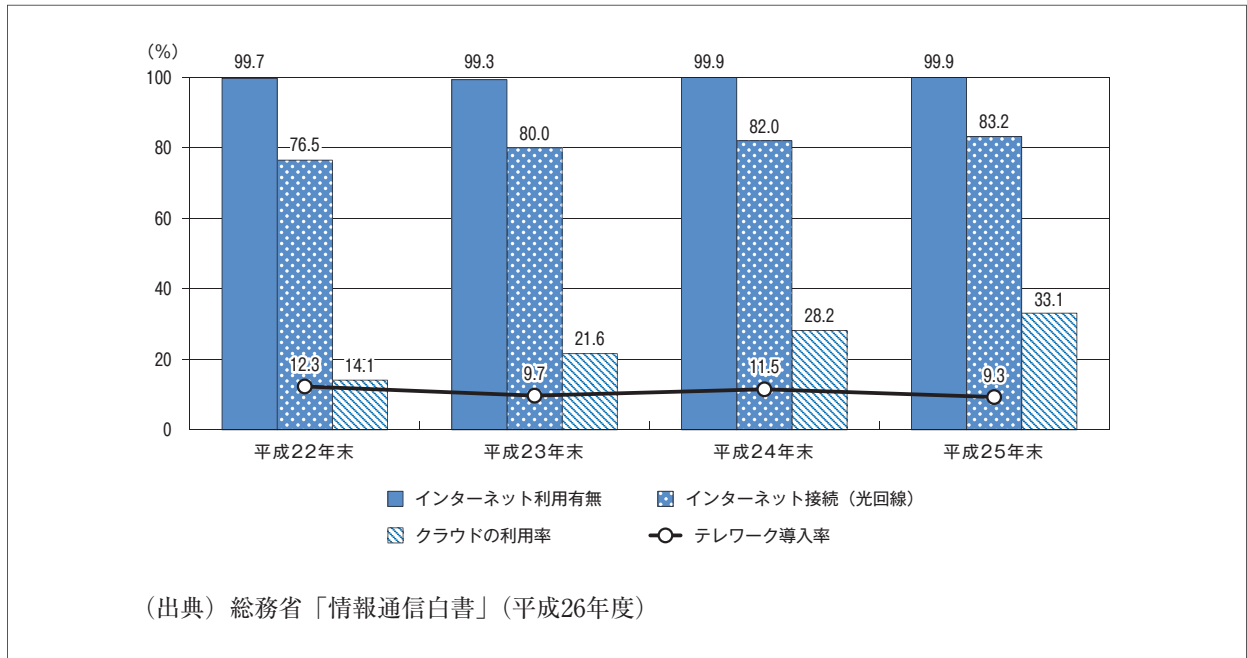
図表6 横浜市における正規・非正規職員・従業員の割合(15~39歳)



カ 情報技術の進展

ICT（情報通信技術）の発達により、テレワーク¹⁷等をはじめとした多様な形態の働き方が可能となっていると予想されます。情報技術の活用により、女性の更なる活躍推進を図る必要があります。

図表7 企業のICT環境整備とテレワーク導入率



(4) 第3次行動計画における横浜市の取組状況と評価

第3次行動計画（平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）までの計画期間）では、高い目標値を掲げた中で、男女共同参画センター、市民、企業や市民活動団体と協働・連携し、様々な取組を進めてきました。この結果、成果指標の達成には及ばなかったものの、成果指標を達成するための活動指標については、ほとんどの項目が計画策定時よりも実績値を上げています<<資料編参照>>。引き続き、一層の取組を進めていきます。

17 ICTを活用した、場所や時間に捉われない柔軟な働き方

2. 策定後の進行管理

計画達成を着実に図るため、計画の推進主体を明確にしながら、できる限り数値上の成果指標等を設定し、年度ごとの評価と進捗管理を行います。

指標等

ア 「成果指標＝取組の結果、“何”が“どのように”になっているか」の設定

取組分野ごとに、成果指標を設定し、その達成状況を把握して、次期行動計画に反映します。

なお、「女性活躍推進法」の基本方針において、市町村推進計画には具体的な数値目標を設定することが望ましいとされており、取組分野Ⅰ及びⅢの各成果指標が該当します。

イ 「活動指標＝成果指標の達成に向けて“何”が“どれくらい”進んでいるか」の設定

成果指標の進捗に関わる指標を活動指標として設定し、進捗状況を見ることで、要因の把握を行います。

ウ 「関連指標」の設定

成果指標に影響を与える外部要因などの背景となる情報を把握し、計画の達成度をよりの確に把握するため、成果指標に関連する指標を設定します。

なお、本指標は市の取組だけにとどまらず、外的要因の影響が大きいものや、目標を達成することが必ずしも適当でないものであるため、目標値は設定せず、数値の状況把握を行います。

エ 審議会による達成状況の評価と市民への公表

条例第9条に基づき、毎年、年次報告書により、男女共同参画の状況及び行動計画に基づく施策の実施状況をまとめ、計画の進捗状況を市民に分かりやすく公表します。

あわせて、横浜市男女共同参画審議会に報告し、その評価を受けながら、取組を進めます。

Ⅲ. 重点施策

行動計画策定にあたり、市の現状と特徴を踏まえた実効性のある計画とするため、様々な観点から調査・分析を行いました。

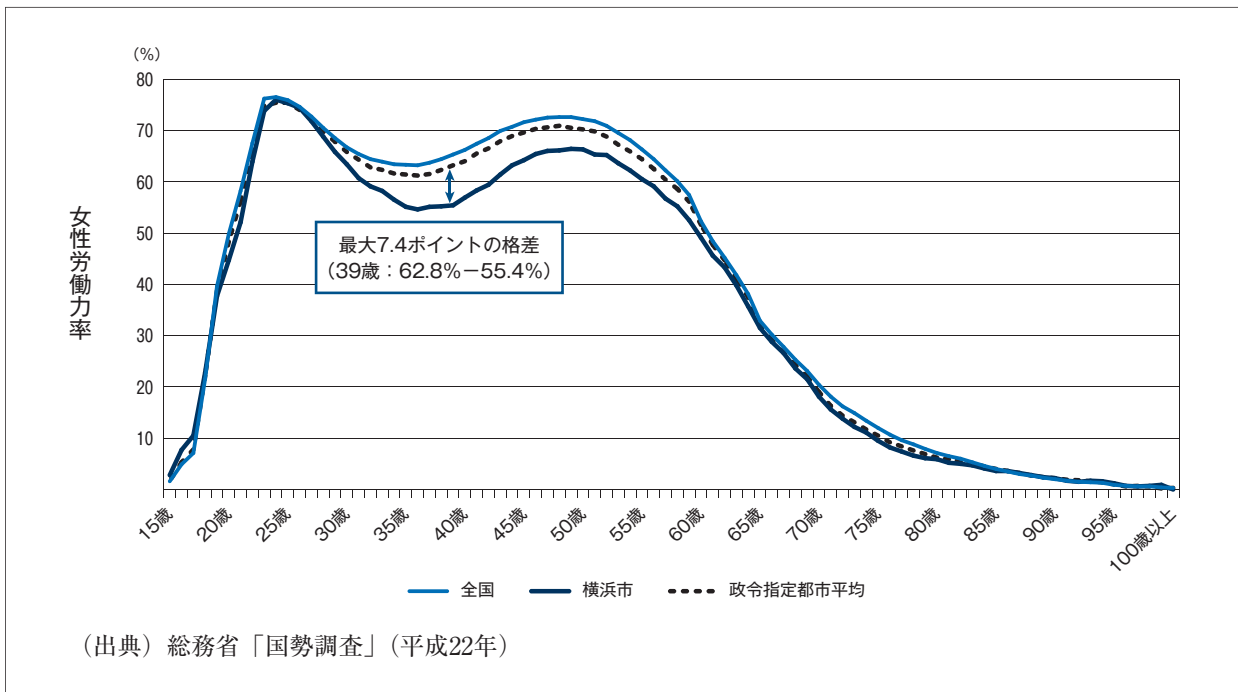
この結果を踏まえ、4つの施策を重点的に進めていきます。

1. 現状及び特徴

少子高齢化の進行により、今後は横浜市の経済成長や地域活力の低下が懸念される。

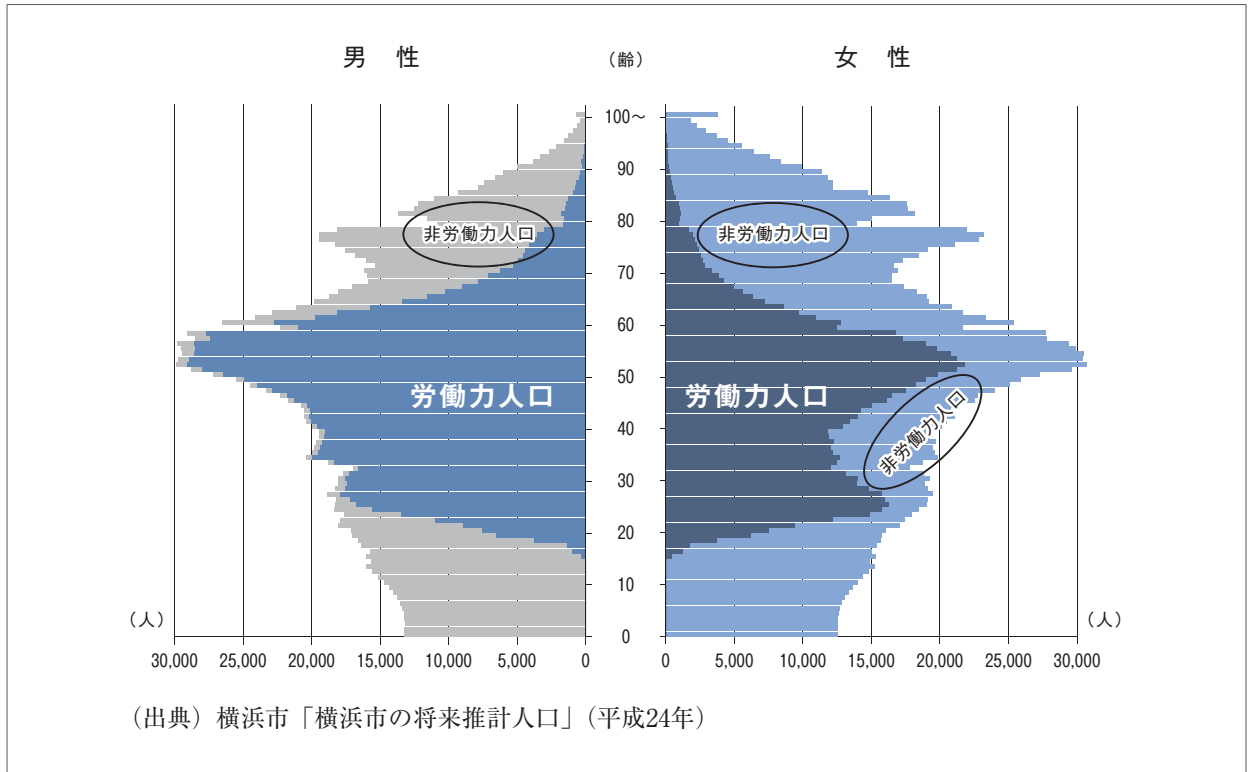
- ・横浜市の人口や就業者数が減少傾向にある一方、高齢化率は上昇しており、市の経済成長や地域活力の低下をもたらすことが懸念されます。
- ・市は全国や他都市と比べて女性の労働力率¹⁸、女性の管理職割合が低く、**女性の経済活動への参画**の程度が十分ではありません。また、ボランティア活動などの**地域活動**については、**男性の参画**の程度が低いことが推測されます。
- ・少子高齢化が進行する中で市の経済活力や地域活力を維持するには、**女性の経済活動への参画**及び**男性の地域活動への参画**の推進が重要な鍵といえます。

図表8 女性の年齢階級別労働力率の比較

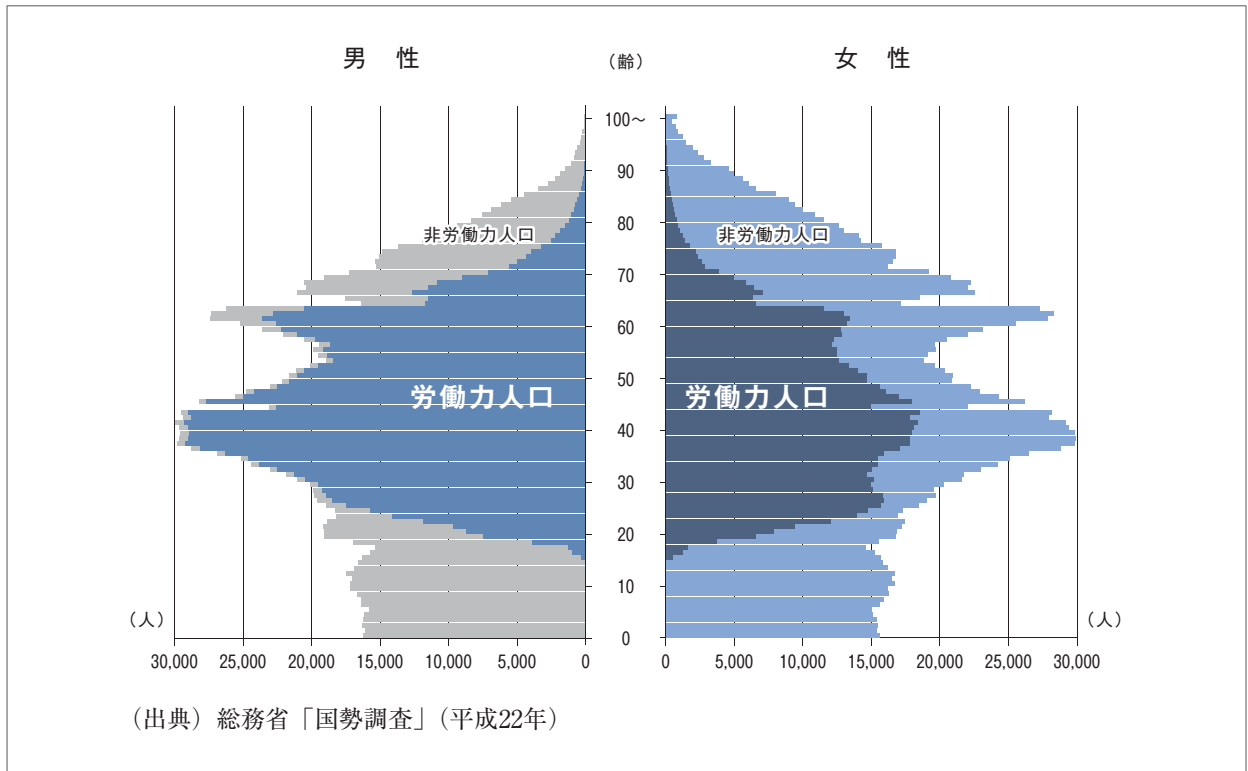


18 15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

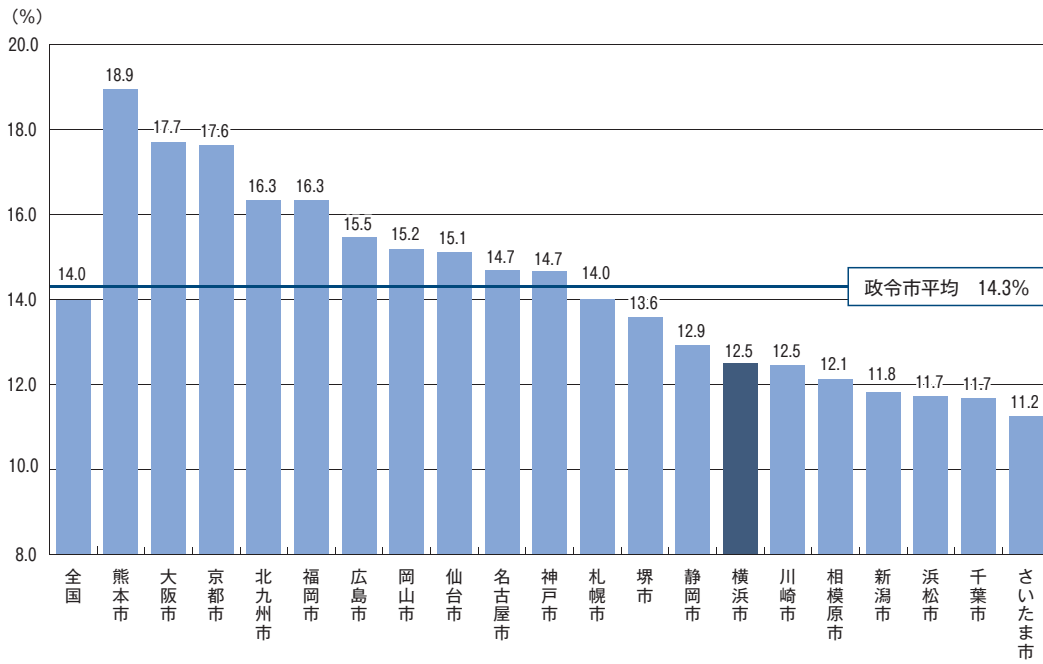
図表9-1 横浜市男女別年齢別労働力人口
2025年の男女別年齢別労働力人口（推計）



図表9-2 横浜市男女別年齢別労働力人口
2010年の男女別年齢別労働力人口

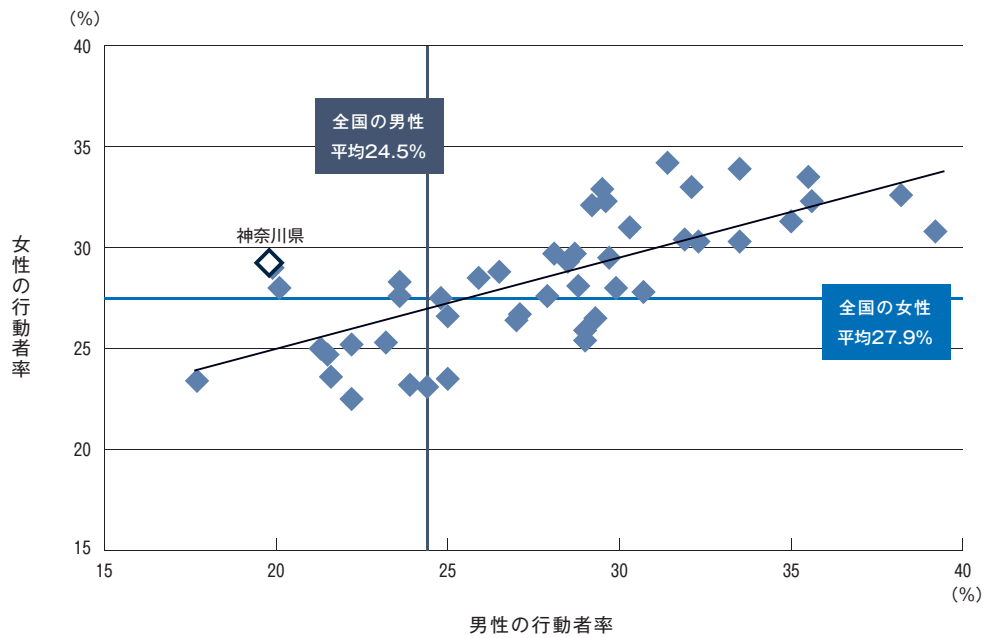


図表10 管理的職業従事者全体に占める女性割合の比較（常住地ベース）



(出典) 総務省「国勢調査」(平成22年)

図表11 ボランティア活動の男女別の行動者率（都道府県別）

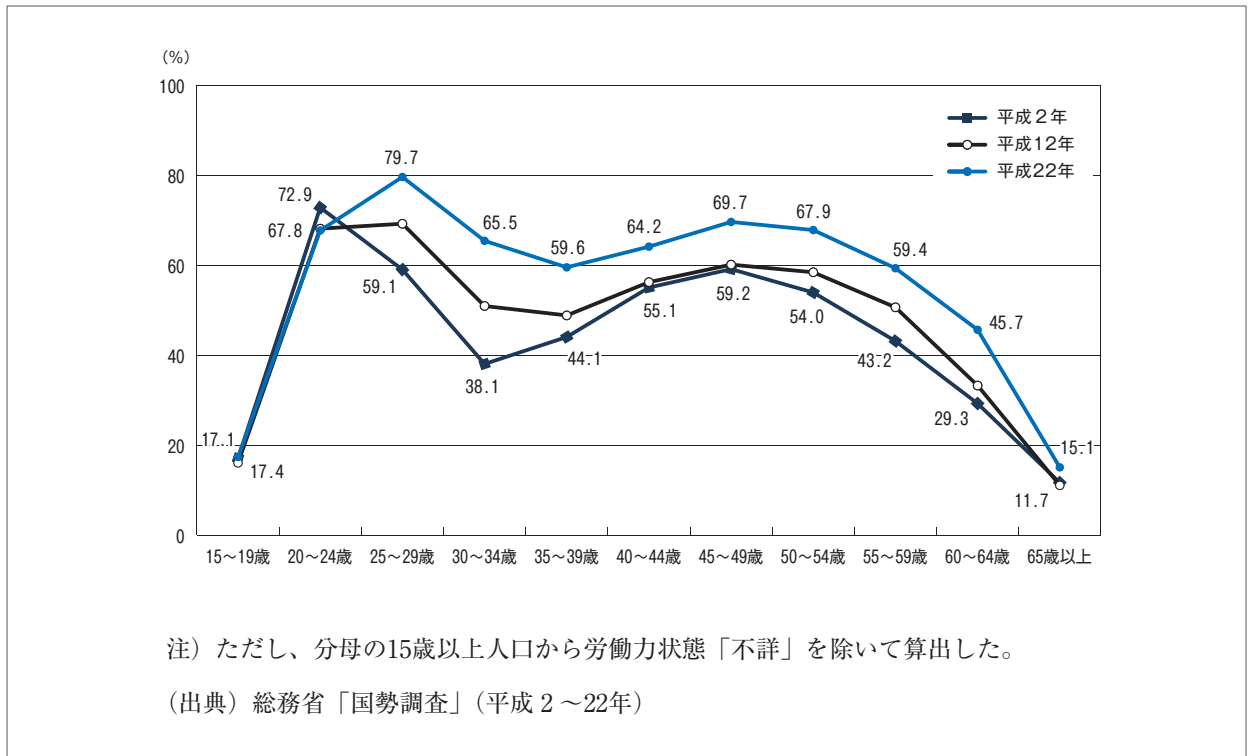


(出典) 総務省「社会生活基本調査（生活時間編）」(平成23年)

経済活動への参画の余地のある女性が多く、潜在化している。

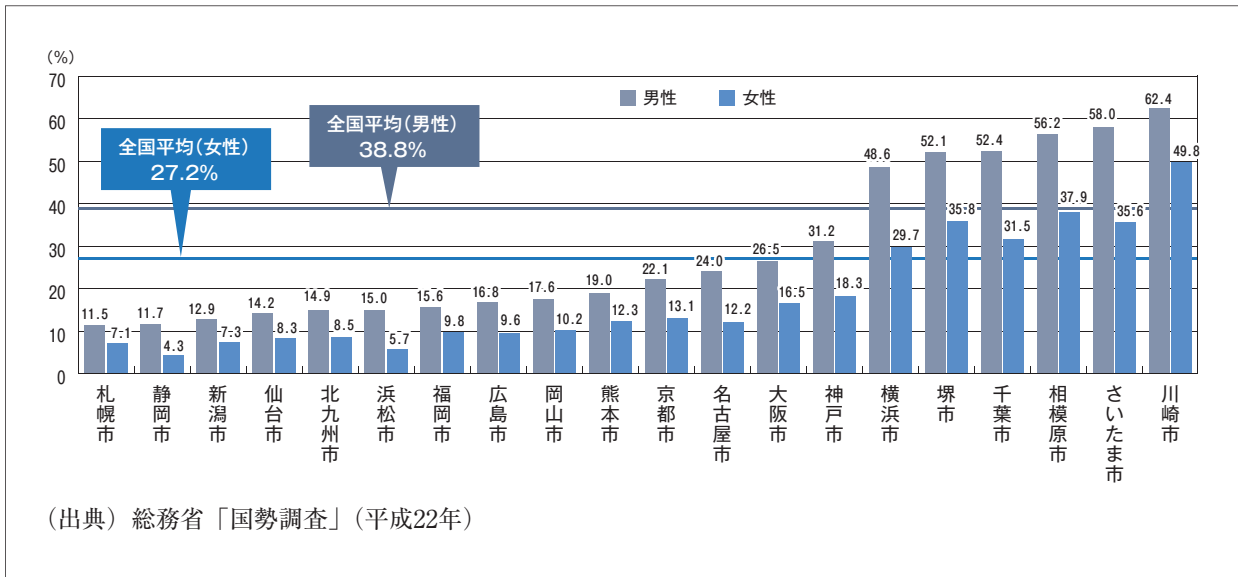
- ・横浜市の「女性の就業ニーズ調査」¹⁹の結果によると、結婚・出産等を機に7割の女性が離職しており、全国（6割程度）と比較しても、高い割合です《資料編図表28参照》。
- ・このような方の多くは20歳～30歳代までは正規雇用で活躍しているものの、出産等のライフイベントを契機に離職し、専業主婦となる傾向が見られます。この結果、全国と比較して、いわゆるM字カーブ（女性の年齢階級別労働力率）の谷が深いという市の特徴につながっていると考えられます《資料編図表29～30参照》。
- ・働いていない女性のうち9割が就労を希望しています《資料編図表31参照》。さらに市には、他都市と比べて、広い知識を習得している人や、専門の学芸を研究している人など、高度な専門性のある女性が数多くいる特徴もあり《資料編図表33参照》、**女性の経済活動への参画について、大きなポテンシャルがあるといえます。**
- ・女性が結婚・出産等を機に離職する主な原因に、**市外勤務の女性が比較的多く、長時間労働や長い通勤時間といった労働条件の問題と固定的な性別役割分担意識によって生じる男女の意識のギャップ等を背景とした男性の子育てへの参画の少なさ**があります。市に住む就業者は、男女ともに長時間労働を前提としたワークスタイルに偏りがちであり、このことが女性の経済参画と男性の子育て参画を阻む一因になっているといえます。
- ・**男女を問わず、働き方を見直し、家庭生活と仕事とのバランスを確保していくことが求められています。**

図表12 女性の年齢階級別労働力率の推移

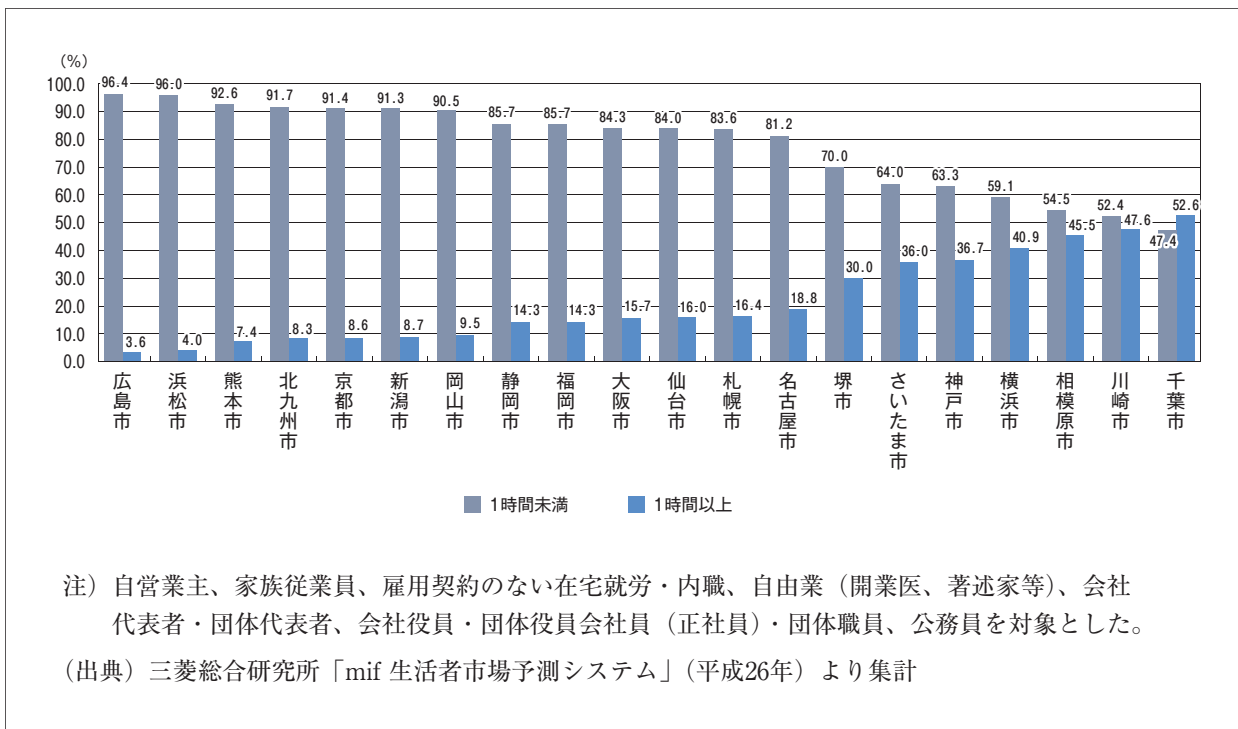


19 平成26年度に横浜市が満20歳から49歳以下の市内在住女性を対象に実施した、市内の女性の再就職や就業継続などに関する希望や悩み、必要な支援に関する調査

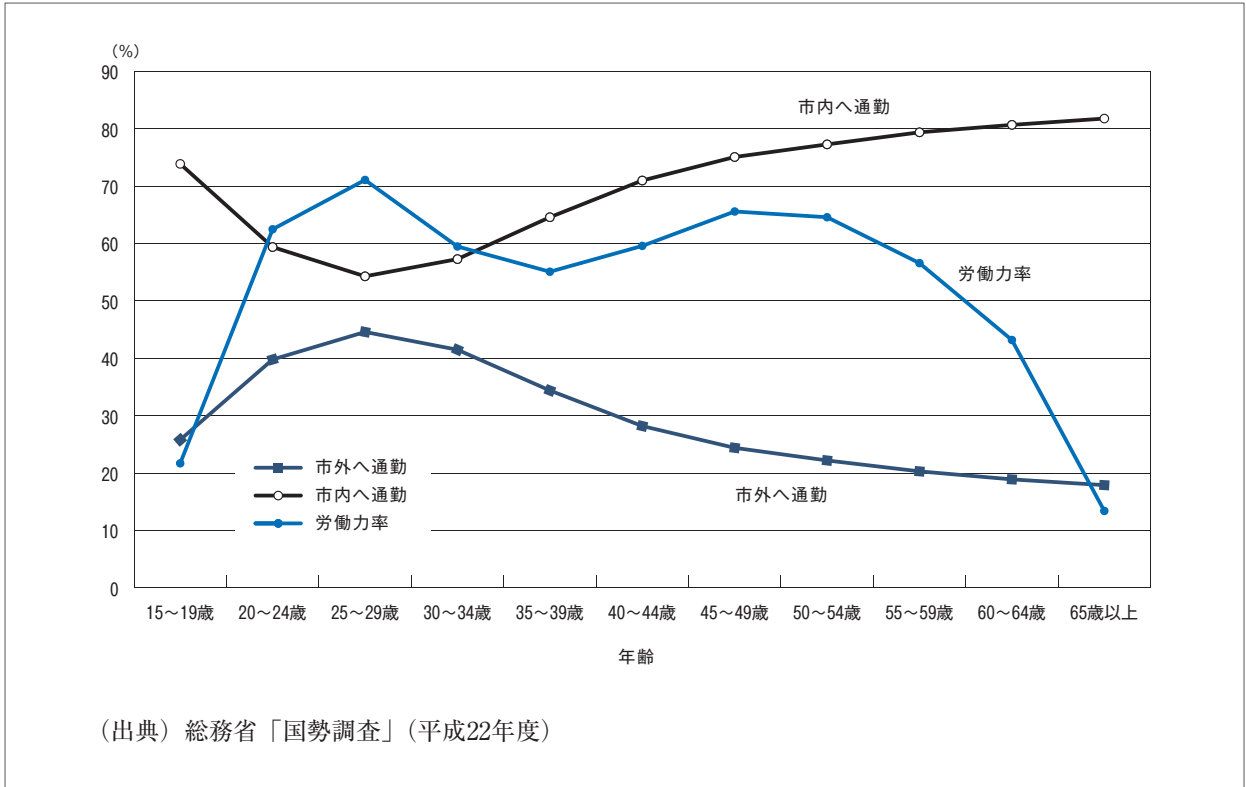
図表13 15歳以上の就業者の男女、市外へ通勤する人口の割合（政令指定都市）



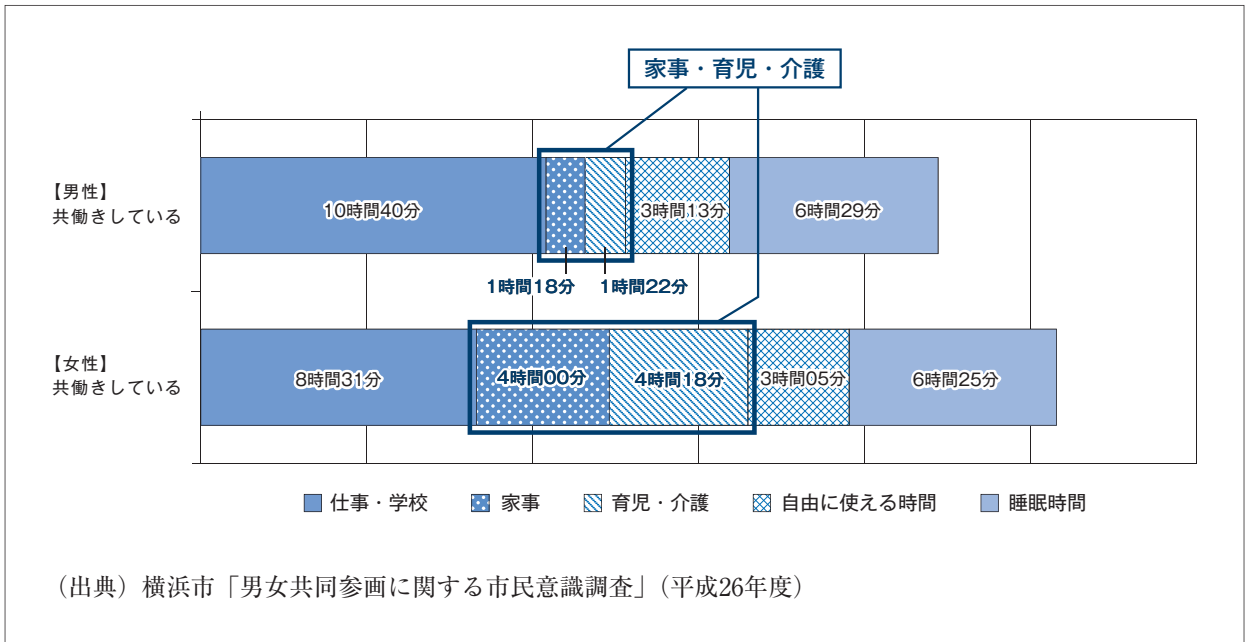
図表14 女性の通勤（平日）に費やす時間（政令指定都市）



図表15 横浜市に常住する15歳以上の就業者の女性における年齢（5歳階級）別市外・市内通勤割合と労働力率



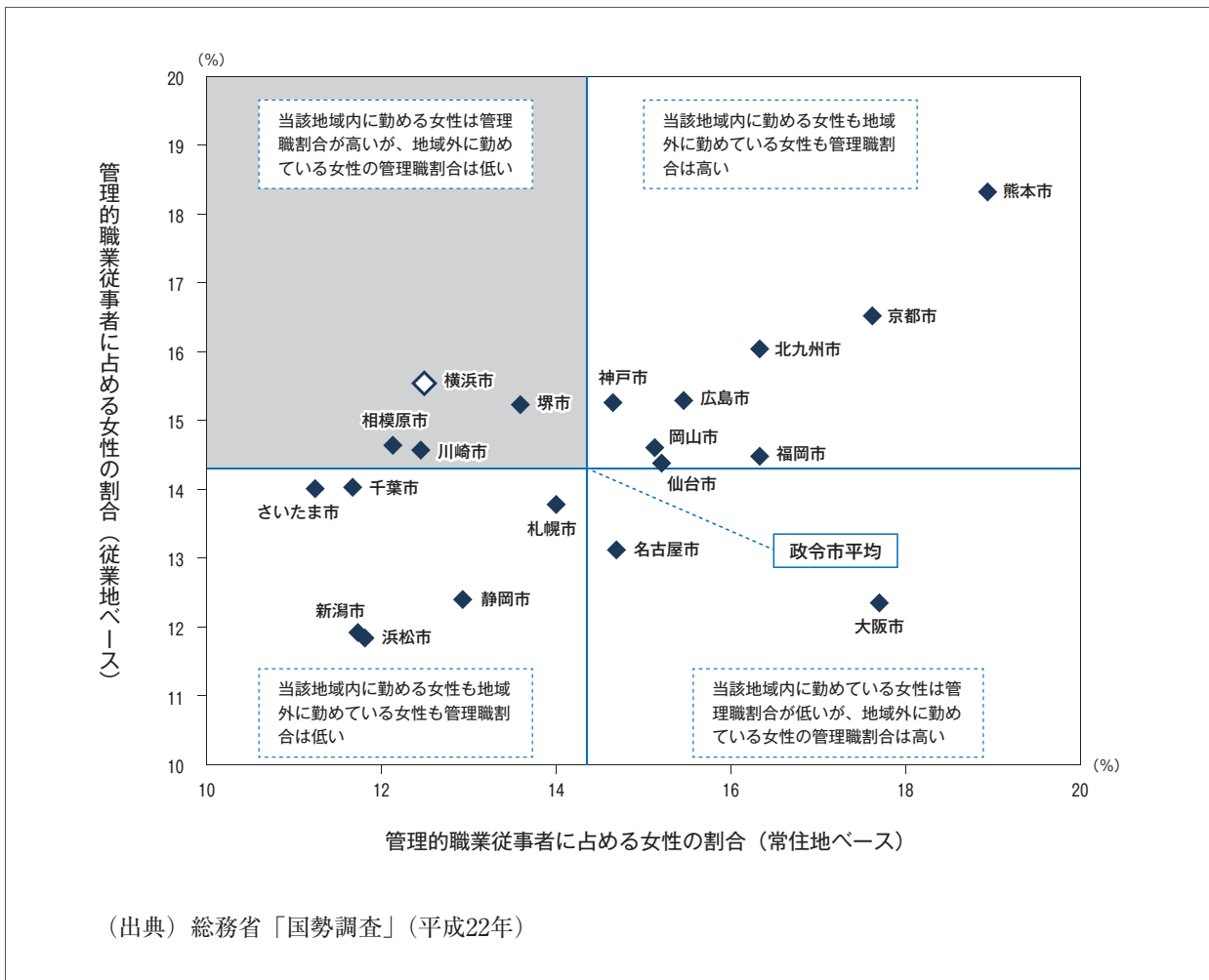
図表16 生活の中で各活動に費やしている時間 -【仕事や学校のある日】世帯類型別-



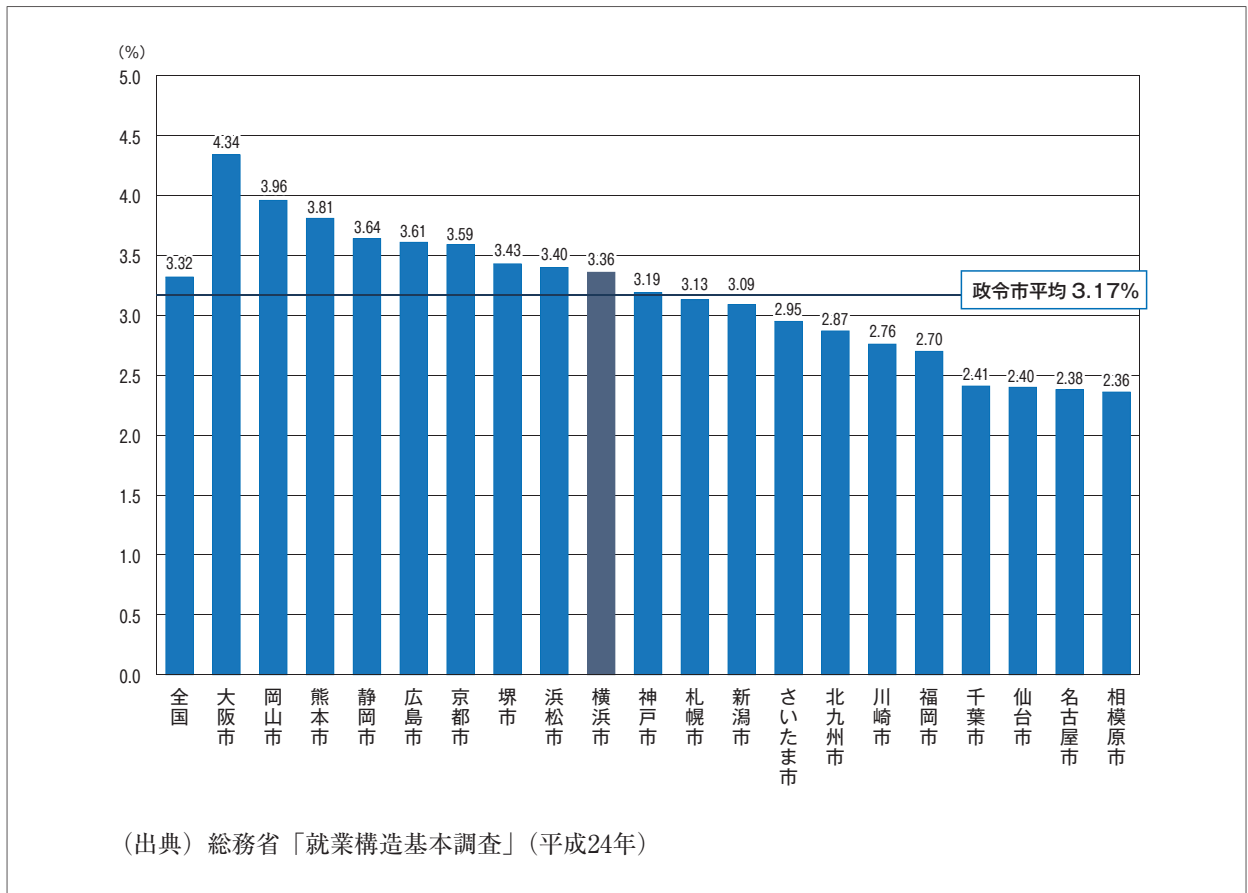
市内企業における女性雇用促進に向けた働きやすい環境づくりと起業促進などの多様な働き方の促進が必要。

- ・市内在住の就業者は他都市と比較して、男女ともに東京をはじめとする市外への通勤者が多く、市内通勤者の方が少ない状況にある中、市内企業での就労者を増やすことは、通勤負担の軽減によるワーク・ライフ・バランスの実現につながります。
- ・市内企業に勤める女性は市外企業に勤める女性よりも管理職割合が高い傾向があり、市内企業の女性就業を増やすことは、女性管理職の割合の増につながる可能性があります。
- ・「横浜市女性の就業ニーズ調査」（26年度実施、20歳から49歳市内在住女性対象）の結果によると、就業を希望する女性のうち、約8割が短時間勤務を希望しています<<資料編図表32参照>>。
- ・就業形態として、雇用者よりも独立・起業の方が「職」と「住」を近接ないし一体化させやすく、子育てと仕事の両立を図りやすい側面があります。<<資料編図表35参照>>
- ・市内企業での女性雇用の促進や起業の促進が、今後の女性活躍推進において重要となります。

図表17 管理的職業従事者に占める女性の割合（常住地ベースと従業地ベース）



図表18 女性の有業者に占める起業家割合（政令指定都市）

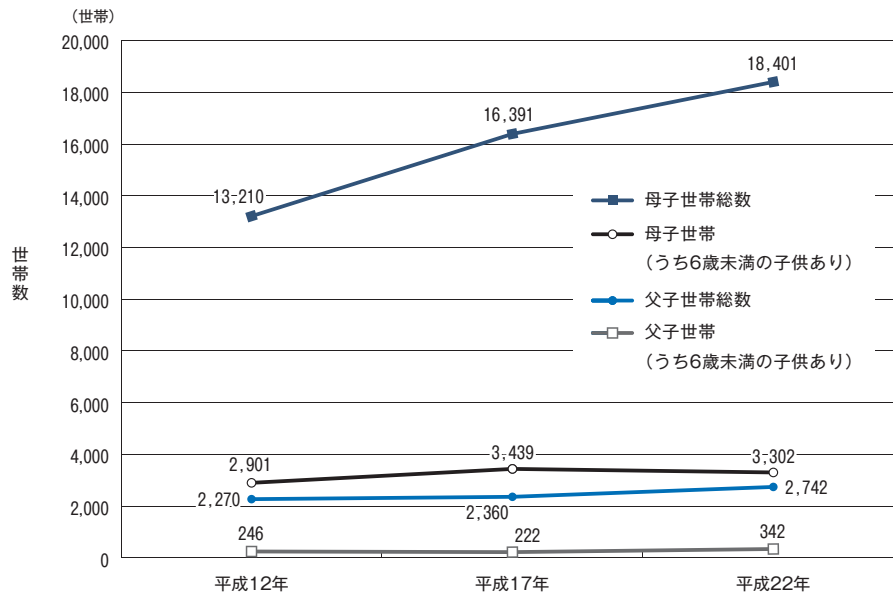


困難な状況にある男女への支援も必要な現状にある。

- ・市内のひとり親家庭は、全国的な傾向と同様に、ここ10年で約1.4倍に増加し、特に、「横浜市母子家庭等実態調査」²⁰によると母子家庭は収入が低く、経済的に困難な世帯が多い状況にあります。
- ・単身高齢者も増加を続けており、特に、女性の単身高齢者は収入が低い傾向にあります。また、生涯未婚率<<資料編図表16参照>>や男性の非正規雇用割合が上昇しているため、今後は、低所得の独身中年層が増加する懸念もあります。
- ・ひとり親家庭や単身高齢者などの方々が経済的な困窮状態に陥ることや、社会の中で孤立化することがないよう、経済的な自立と孤立化の防止のための支援が必要となります。
- ・DV問題は生活困窮や児童虐待などとも複合的に絡み、深刻化・複雑化しています。市民意識調査によると、DV被害を受けた人のうち、相談した人の割合は約2割であり、依然として、相談に至るまでの壁は高い状況にあるなど、引き続きの取組強化が必要です。<<資料編図表54参照>>

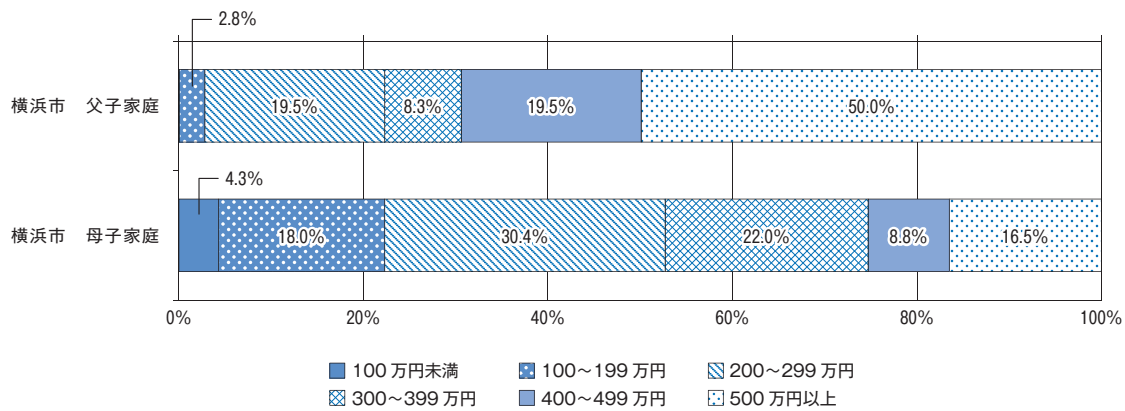
20 平成24年度に横浜市が実施した、市内のひとり親家庭の生活実態や福祉行政に関する意見等に関する調査

図表19 母子世帯数・父子世帯数（横浜市）



(出典) 総務省「国勢調査」(平成12～22年)

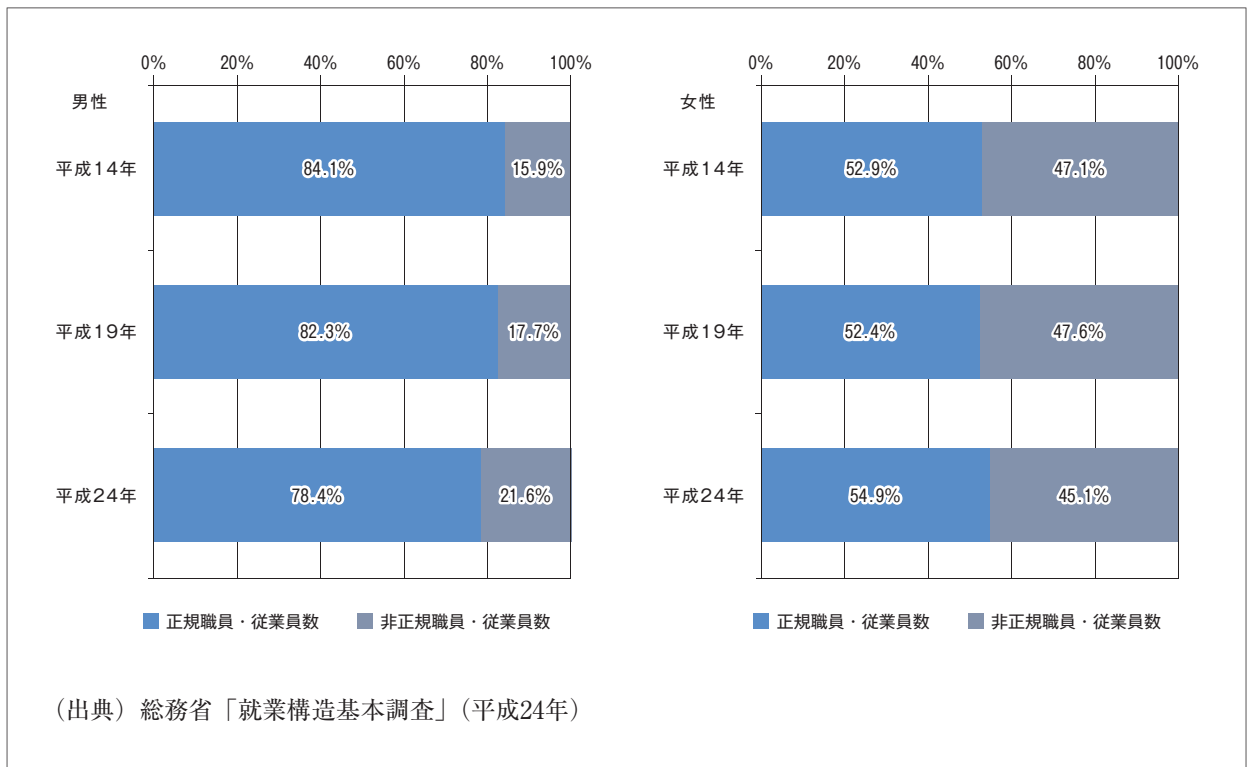
図表20 横浜市における母子世帯・父子世帯の総収入



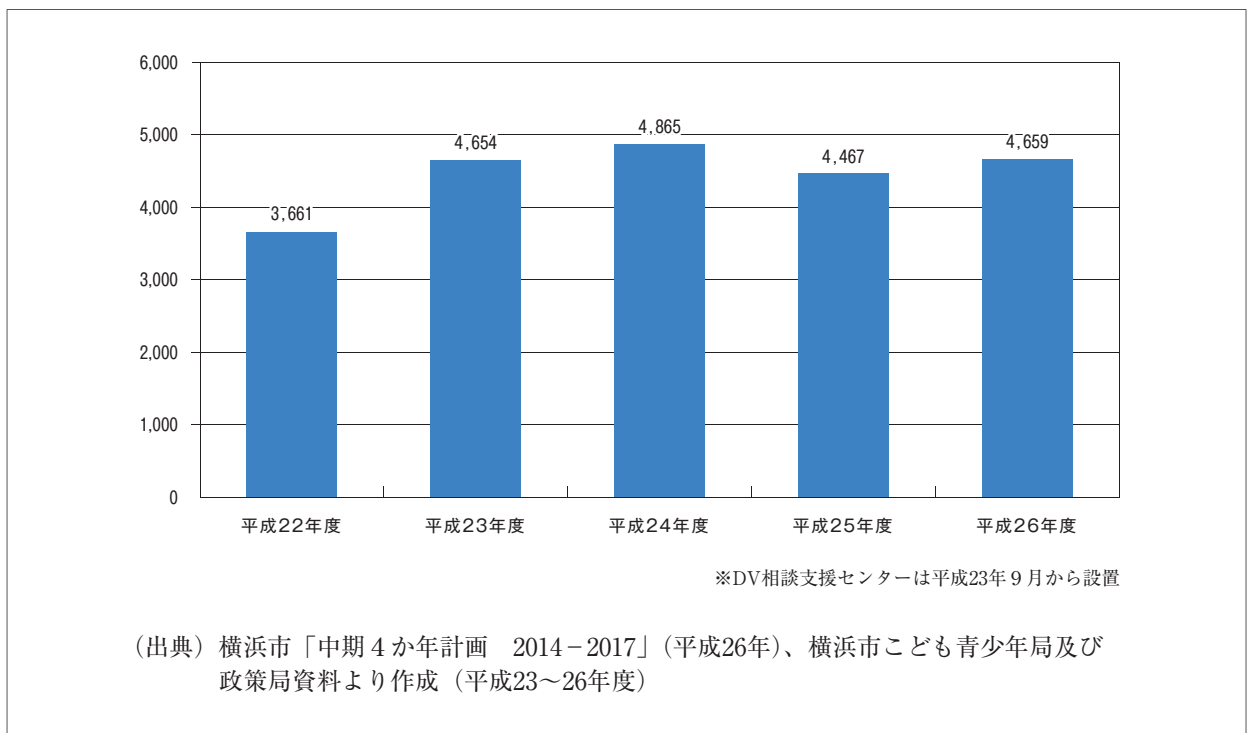
【参考】 児童のいる世帯の平均所得額（全国）… 658万円
（平成23年国民生活基礎調査より）

(出典) 横浜市「横浜市ひとり親家庭自立支援計画」の「横浜市母子家庭等実態調査」より集計（平成24年度）

図表21 横浜市における正規・非正規職員・従業員の割合（15～39歳）



図表22 横浜市におけるDV相談件数の推移



2. 重点施策

I 働きたい・働き続けたい女性への就業等支援

- ・市内企業での女性雇用の促進に向けて、就労者に対しては、市内企業の内、99%を占める中小企業で働くメリット等のPRを行い、「住居から比較的近い、市内中小企業で働き続ける」という選択肢を含んだ、様々なキャリアの提案が行われるように働きかけていきます。
- ・市内企業に対しては、女性雇用・登用のメリットを経営層に伝えるなど、積極的に働きかけを行うとともに、企業へのインセンティブ等を付与することを通じて、雇用機会の拡大を図ります。
これにより、**家庭、職場、保育が近接するコンパクトなまちづくり（コンパクトシティ）の形成を推進**します。
- ・子育てをしながら働き続けることが出来る環境整備に向けて、**地域施設等を活用した子育て支援やICTの利活用方法**を検討するほか、マタニティ・ハラスメント対策を含め、職場理解を深めていく取組を進めます。
- ・**起業した女性**は、社員として女性を雇用する割合も高く、出産や育児に際しても継続して就業する女性が多いことから、いわゆるM字カーブの解消や、柔軟で多様な働き方の推進など、様々な面で効果が期待できるため、起業への支援を強化します<<資料編図表36参照>>。
- ・ソーシャルビジネス²¹や地域活動への参加といったように、社会貢献に重点を置いて能力を発揮したい女性など、**多様なスタイルで活躍したい女性に対し、機会の提供や地域への働きかけによる支援等**を行っていきます。

II 困難な立場にある男女への支援

- ・ひとり親家庭が増加している中、母子家庭が貧困に陥らないよう、男女の賃金格差・所得格差の是正に向けた取組とともに、**就業支援や学び直しなどによる学習機会の提供**など、経済的自立に結びつけるための総合的な支援を行います。
- ・**DV防止策**については、男女を含めて相談機関の周知を図るとともに、被害者の安全を守りつつ支援を行うこと、そして根絶に向けた**広報啓発や、子どもや若者に向けたいわゆる若年層を対象とした予防啓発、教育の充実が重要**となります。
- ・被害者への支援に関しては、児童虐待や貧困等と絡み合い複合的な課題を抱える被害者への対応を求められることも多く、**関係機関や民間団体と連携**し、切れ目のない支援を行っていきます。
- ・これらの女性が困難な状況から早期に脱し、いきいきと活躍できるよう取組を進めます。

21 社会が抱える課題を解決するための取組を行うビジネス

III 男性中心型労働慣行の見直し等による男性・シニアの育児・家事・介護等参画

- ・「横浜市男女共同参画に関する市民意識調査」では、実際に、「仕事と家庭生活を両立すること」を理想としている男女は多い状況にもかかわらず、現実には家事・育児への男性の関与は、3割程度を分担しているに過ぎず、理想と現実が乖離している状況が見受けられます<<資料編図表41>>。そのため、男性の家事・育児・介護等への参画を進めるにあたっては、男性自身への啓発だけではなく、**企業に対して、働き方の見直し等を強く働きかけていきます。**
- ・**長時間労働等の男性中心型労働慣行の見直し**については、企業等における自主的な取組が不可欠であるため、意識啓発や制度の導入等、**取組に積極的な企業等に対する支援や表彰等を通じて意欲の向上を図ります。**さらに、今後はシニア世代の人口増加を踏まえ、**シニアが地域活動や地域における家事支援等の場面で活躍できるよう、きっかけづくりを進めていきます。**
- ・東日本大震災などの過去の災害時の経験と教訓を踏まえ、**男女共同参画の視点からの日常的な地域防災の取組の重要性について理解を深め、**地域活動における男女共同参画の取組を進めます。

IV 社会基盤全体及び市内の体制強化

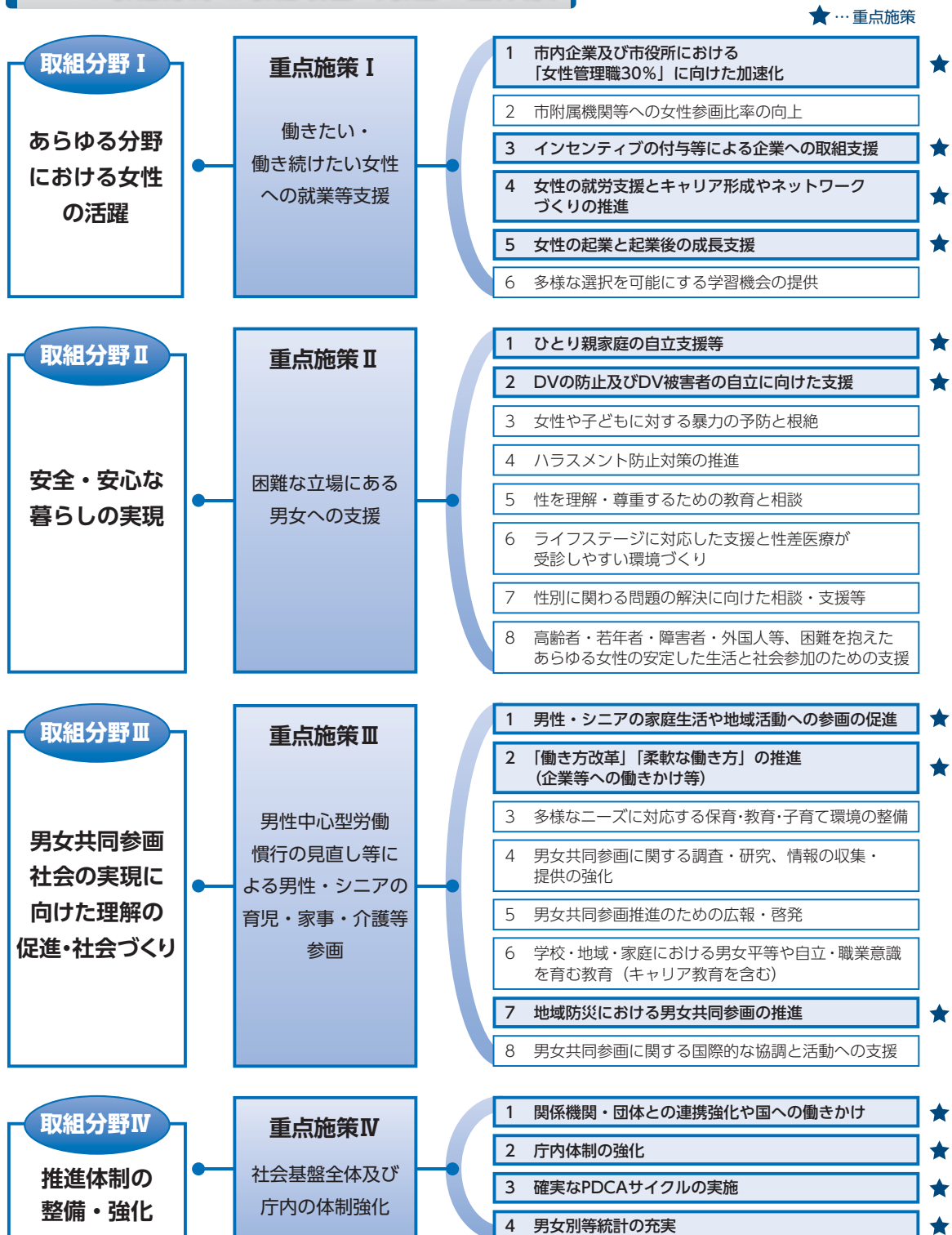
- ・地域の実情を踏まえ、市民一人ひとりが男女共同参画推進の取組が実感できるような施策を進めていくには、市内に3館ある男女共同参画センターをはじめ様々な地域資源を活用するとともに、関係する民間団体や経済団体、地域団体との連携が欠かせません。そのため、今後は**地域における様々な関係機関のネットワークを形成し、一層、地域に密着した取組を推進していきます。**
- ・**市自らが、「隼より始めよ」の姿勢で、率先して取り組むため、**市内の推進体制を強化するとともに、課題解決のためのプロジェクトチームを設置し、地域社会を牽引していけるような、自主的かつ具体的なアクションを起こしていきます。
- ・市内における男女共同参画の状況及び課題を正確に把握することで、地域の実情に応じた施策を進めていくため、現在行っている調査についても**男女別等データの収集など、統計の一層の充実を図ります。**

IV. 取組分野と主な事業

男女共同参画社会の実現に向けて、具体的な取組を進めるにあたっては、各事業を大きく「4つの取組分野」ごとに分類し、事業ごとに所管する組織を明記しました。

成果指標等を設定しながら、「重点施策」を中心に、様々な事業を着実に進めていきます。

4つの取組分野と取組項目（取組の全体像）



取組分野Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

* 1 計画策定時点に把握できている最新の数値

* 2 32年度までに達成を目指す数値（32年度以外のはカッコ書きで表示）

Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍		
成果指標 1	現状値 *1	目標値 *2
市内企業及び市役所の 管理職（課長相当職以上） に占める女性割合	市内企業13.5%（25年度）（※1） 市役所13.0%（26年度）	30%
活動指標	現状値	目標値
市内企業における 従業員女性割合（正社員）	28.6%（25年度）（※1）	50%
市役所における女性職員の 係長昇任試験受験率（※2）	16.1%（26年度）	50%（31年度）

※1 従業員規模30人以上の市内企業（農林水産業・鉱業等除く）を対象とする調査結果（事業所調査）

※2 昇任試験（概ね30代を対象）において、事務区分の受験資格のある女性職員のうち実際に受験をした女性職員の割合

成果指標 2	現状値	目標値
横浜市附属機関（※3）の 女性参画比率	40.4%（27年度）	50%
活動指標	現状値	目標値
女性割合40%未満の附属機関数 （3人以下の附属機関を除く）	48機関（27年度）	0機関

※3 地方自治法第138条の4第3項又は地方公営企業法第14条の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置する審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関

成果指標 3	現状値	目標値
25-44才の女性有業率	① 25-29歳 73% ② 30-34歳 59% ③ 35-39歳 63% ④ 40-44歳 65% （24年度）	①～④ 73%
関連指標	現状値	目標値
市内企業における 男女別平均勤続年数の差	新規指標のため現状値なし	
活動指標	現状値	目標値
保育所待機児童数	20人（26年度）	0人
放課後19時までの居場所づくり		
放課後キッズクラブの整備率	26.0%（25年度）	全校（31年度）
必要な分割・移転を終えた 放課後児童クラブの割合	8.0%（25年度）	100%（31年度） （分割・移転を終えた全クラブ）
ワーク・ライフ・バランスに 取り組んでいる企業の割合	28.1%（25年度）	40%
就労支援の件数	2,297人（25年度）	12,500人（5か年累計）

成果指標 4	現状値	目標値
女性起業家支援による創業件数（※4）	109件（22－25年度実績）	170件（5か年累計）
活動指標	現状値	目標値
起業・経営相談件数	1,491件（26年度）	5,700件（5か年累計）
女性起業家向けのセミナー等の回数	29回（26年度）	145回（5か年累計）

※4 女性の起業・経営相談事業等を通じて創業した件数

<具体的取組>

I-1 市内企業及び市役所における「女性管理職30%」に向けた加速化

「管理職（課長相当職以上）に占める女性割合30%」の目標に向け、女性の登用に係る取組を加速していきます。

働き方の見直しも含めて、取り組んでいる企業への表彰や公共調達等を通じたインセンティブの付与などにより、取組を促進していきます。

また、市自らが、率先して庁内の女性職員の登用を積極的に進めていきます。

登用の目標に関してはゴール・アンド・タイムテーブル（達成すべき目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する手法）により着実に取り組みます。

<主な事業>

①市内企業における女性の登用促進等【政策局】【財政局】

- ・女性の能力を活用し、男女ともに働きやすい職場環境づくりを進める市内企業を認定・表彰する「よこはまグッドバランス賞」や、男女共同参画、女性の活躍推進に取り組む企業に対して、公共調達等において積極的に評価することを通じて、企業における女性登用促進を図ります。

②市役所における女性責任職の登用促進【総務局】

- ・経営戦略の一環として、市役所で働く女性の人材育成と登用を進め、すべての職員が意欲・能力を十分に発揮できる組織を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画に沿って、「責任職の意識改革」、「仕事と家庭生活の両立支援／ワーク・ライフ・バランスの推進」及び「女性のチャレンジ・キャリア形成支援」に取り組みます。

③市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進【総務局】

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画に沿って、市役所全体で業務改善や働き方の見直しに取り組むとともに、職員一人ひとりが自らの仕事の進め方や時間の使い方を見直し、超過勤務の更なる縮減や休暇取得を促進します。また、育児や介護等との両立支援策を進めるなど、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

I-2 市附属機関等への女性参画比率の向上

横浜市附属機関等の委員への女性の参画を促進し、政策や方針の決定過程への女性の参画を拡大することで、市政の政策形成に多様な視点を取り入れ、男女がともに暮らしやすいまちの実現を目指します。

また、地域活動等における方針決定過程への女性の参画拡大についても、現状を把握しつつ、必要な働きかけを行っていきます。

<主な事業>

①横浜市附属機関等への女性の登用促進【政策局】【総務局】

- ・市附属機関の新設及び委員改選にあたって事前協議を行うことで、市附属機関委員への女性の参画を促進し、政策や方針の決定過程への女性の参画を拡大します。
- ・女性委員の登用が進まない市附属機関に対して、柔軟な委員候補の選出など、女性委員の積極的な登用を働きかけるほか、女性委員候補者の情報提供を行います。
- ・地域活動等における女性の参画に係る状況を把握し、必要に応じた働きかけを行います。

I-3 インセンティブの付与等による企業への取組支援

経営基盤が盤石ではない中小企業における男女共同参画の取組を推進するため、補助金・助成金による支援を行います。また、公共調達等におけるインセンティブの付与により、積極的に企業に働きかけを行います。

<主な事業>

①市独自の補助金の設置【経済局】

- ・中小企業の事業者が、女性活躍推進のための就業規則の変更などの制度改革や専門家によるコンサルティング、女性専用設備の設置などに取り組む場合、費用の一部を「中小企業女性活躍推進事業助成金」として助成します。

②公共調達等におけるインセンティブの付与【政策局】【財政局】

- ・男女共同参画、女性の活躍推進に取り組む企業に対して、公共調達等において積極的に評価することにより、受注機会の増大などを図ります。

コラム1 企業ですすむ 女性も男性も働きやすい職場づくり

企業における女性の活躍推進については、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくりとともに、優秀な人材の確保・定着、業務の効率化や長時間労働の是正の効果が期待され、企業の将来的な成長・発展につながる重要な経営戦略として注目されています。



市内企業においても、男性も女性も育児等と仕事の両立を可能とするため、テレワーク等のICTを活用して時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を実現するなど、各企業における取組が進んでいます。横浜市では、「企業のためのワーク・ライフ・バランスガイド」を作成し、市内企業の各取組事例をご紹介します。(HPでも公開しています)

横浜市 ワーク・ライフ・バランスガイド で検索

【政策局男女共同参画推進課】

I-4 女性の就労支援とキャリア形成やネットワークづくりの推進

市内企業の99%を占める中小企業への就職や継続就業の支援を行い、より多くの女性が職住近接で働けるよう取り組みます。

就労相談窓口の充実やネットワークづくり、大学・都市パートナーシップ協議会に参加している大学との連携によるキャリア教育や再就職支援プログラムの実施のほか、横浜市と企業が協働で女性人材を積極的に登用するモデルづくりに取り組みます。

また、子育てをしながら働くことができる環境整備を進めるとともに、男女間の賃金格差や所得格差、昇任等におけるアンバランスの是正に関して、企業や社会に継続的な働きかけを行い、女性が働き続けることができる風土を醸成します。

広い知識や専門の学芸を習得し、高度なスキルを持つ女性が活躍できるよう、就労支援を行うほか、社会貢献への関心の高さも踏まえ、地域活動やソーシャルビジネスなども含めて幅広い場面での活躍支援を行っていきます。

<主な事業>

①企業との連携による女性人材を積極的に登用する事業所モデルの実施【政策局】

- ・多様な働き方を希望する女性を積極的に受入れ、女性スタッフが中心となって働く事業所モデルを実施するなど、企業と連携した取組を行います。

②女性の就労相談事業の実施【政策局】

- ・女性の再就職・転職など、就業を支援するための総合相談窓口「女性としごと 応援デスク」において、キャリアプランに関する相談や働くうえでの不安や悩みの相談に応じるほか、就業情報の提供や就職活動に関する具体的なアドバイス等を行います。
- ・高度な専門性やキャリア等を持つ女性の能力を活かせる就労支援に加え、地域活動やソーシャルビジネスでの活躍も含めた相談対応も行います。

- ・母子家庭のための就労相談、社会保険労務士による女性の労働サポート相談、再就職・転職のための総合相談、キャリア・コンサルタントによる女性のための就職・転職相談、女性のための福祉・介護のしごと相談など、多様なニーズに応じた相談事業を進めます。

③女性の活躍推進のためのネットワークづくり【政策局】

- ・働く女性のキャリアアップやネットワーク形成をお手伝いする、学びと交流のためのイベント「横浜女性ネットワーク会議」を開催します。
- ・女性活躍による地域活性化と企業の人材育成を図ることを目的に、異業種交流会「地域ダイバーシティin横浜」を開催します。

④保育・介護・看護等の分野における学び直しプログラムの実施【政策局】

- ・結婚、出産、育児などで離職した女性が、一人ひとりのライフプランに合った働き方の見通しを立てたうえで、保育・介護・看護等の分野の実践的な知識、技術、技能を学び、身につけて就労することを支援します。

⑤大学との協働による中小企業等への就職支援【政策局】

- ・大学・都市パートナーシップ協議会に参加している大学と連携して、就職活動やキャリア支援に際して、市内の中小企業に関する就職情報の提供やPR機会を充実します。

⑥中小企業等へのインターンシップの実施【経済局】

- ・結婚、出産、育児などで離職し、キャリアブランクがあり再就職を希望する市内在住の女性を対象に、それぞれの条件に合った働き方に理解がある企業へのインターンシップを実施します。

⑦子育て中の女性に向けた就労支援等の情報の提供【政策局】【こども青少年局】

- ・結婚、出産、育児などで離職した女性や、子育てと仕事を両立して働きたいと考えている女性に対し、就職を支援するため、子育て中の女性が集まる施設等において、再就職等に係る情報提供を行います。

⑧地域施設等における女性の活躍支援の実施【政策局】【教育委員会事務局】

- ・図書館などの身近な地域施設において、女性の活躍や男女共同参画に関する情報提供を行います。また、男女共同参画センターと地域施設が連携しながら、再就職講座の開催や就労相談等を行います。

⑨男女間賃金格差等の是正への取組【政策局】

- ・男女共同参画に関する実態や就業状況、市内企業の男女共同参画に関する取組の現状等について、調査・分析を行う中で、男女間の賃金格差や昇任におけるアンバランス等の男女間格差の実態把握に努めます。
- ・企業に対し、各種啓発事業やイベントにおける働きかけ、表彰等によるインセンティブ付与を通じて格差の是正に向けた働きかけを行います。

⑩地域やNPO等における女性活躍支援【政策局】【市民局】

- ・地域やNPOで活躍したい女性に対して、地域活動やNPOに関する情報を提供します。

⑪企業向け女性活躍推進セミナーの実施【政策局】【経済局】

- ・経営者や人事担当者などに向け、中小企業で女性が活躍することにより企業にもたらすメリットや事例を共有化し、女性活躍推進は経営戦略であると理解してもらうためのセミナーや指導的な役割が期待される女性社員を育成する講座等を実施します。

⑫学生向けキャリアデザインセミナーの実施【政策局】

- ・市内大学の学生を対象に、自らの働き方や生き方を考えるきっかけとなるセミナーを開催し、ライフイベントを視野に入れた選択ができるよう、支援します。

⑬コミュニケーション・ワークショップの実施【政策局】

- ・固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、対等で平等な関係を築くために、自他双方を尊重したコミュニケーション・スキルを学び、身につけることを目的としたワークショップを実施します。

⑭ICTを活用した多様な働き方の推進の支援【政策局】【経済局】

- ・ワーク・ライフ・バランス推進の観点から、テレワークなど、ICTを活用し、時間や場所にとらわれない柔軟で、多様な働き方の推進について、好事例の紹介などを通じた啓発、働きかけを行います。
- ・中小企業の事業者が、女性活躍推進のための就業規則の変更などの制度改革や専門家によるコンサルティング、在宅ワークを可能にするICT整備や女性専用設備の設置などに取り組む場合、費用の一部を「中小企業女性活躍推進事業助成金」として助成します（取組分野Ⅰ－３－①再掲）。

⑮仕事と子育てを両立するための環境整備

- ・女性の就労支援に向けて、男女がともに働きやすく仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めます（取組分野Ⅲ－１「男性・シニアの家庭生活や地域活動への参画の促進」、Ⅲ－２「働き方改革」「柔軟な働き方」の推進（企業等への働きかけ等）」、Ⅲ－３「多様なニーズに対応する保育・教育・子育て環境の整備」参照）。

コラム2 働きたい! をカタチに。「女性としごと 応援デスク」

横浜市男女共同参画センターでは、女性の就労を応援する様々な事業を行っています。平成27年3月、男女共同参画センター横浜北（青葉区）に、「女性としごと 応援デスク」がオープンしました。結婚、出産、不妊治療、家族の転勤、介護…。自分自身や家族のライフイベントに影響を受けることの多い女性の再就職・転職をキャリア・コンサルタントがサポートします。

「しばらく仕事を離れていたけど、もう一度働きたい」

「子育てと両立できる仕事を探したい」経験豊富な女性コンサルタントが一人ひとりの思いを丁寧に聞きとり、生活設計のプランニングや就職活動の進め方、面接の練習など、ニーズに合わせて様々な支援を行っています。



【横浜市男女共同参画センター】

コラム3 栄区発 女性を応援!!

女性の学びとつながりの場づくりを進めています

女性が力を発揮し、いきいきと自分らしく活躍できる栄区を目指して、

- ①本郷台駅前女性起業家によるワークショップや物販、ステージパフォーマンス等女性の元気やエネルギーを発信する「さかえgirls day」
- ②企業の枠を超え、人材育成とネットワークづくりを目的とした「さかえ小町会（異業種交流会）」
- ③多様な働き方を応援するため、女性起業家のたまごたちが自慢の商品をお届けする「ボン・マルシェさかえ」

等の実施を通し、女性たちの未来への一歩を応援しています。



【栄区区政推進課】

コラム4 都筑ウーマン モヤ▶キラプロジェクト

転入者や子育て中の女性が多い都筑区では、「以前の暮らしでの経験を役立てたい」、「身につけたスキルを生かしたい」、「新しい環境でどうやって周りとながらばよいかわからない」など、モヤモヤを抱える女性が集まって、女性の力を地域で発揮できるまちづくりを考えるプロジェクトを立ち上げました。

また、「転勤」による不便さや孤独感を共有し、新しい環境でいきいきと暮らすために何をしたらいいのか一緒に考えて実践できる仲間づくりを目指して、毎月第3金曜日に転勤妻のおしゃべりサロンを開催しています。



【都筑区地域振興課】

I-5 女性の起業と起業後の成長支援

女性起業家支援として、起業に向けた検討段階から、起業後の支援まで、それぞれの段階に応じた、きめ細かい支援を進めます。

<主な事業>

①女性起業家支援のためのスペース（F-SUSよこはま、Crea's Market（クリアズマーケット））の運営【経済局】

- ・女性起業家のためのスタートアップオフィス「F-SUSよこはま」を運営します。新設のセミナースペースを活用し、女性起業家によるミニセミナーやサロン開催を促すなど、インキュベーション機能²²を強化します。
- ・本格的な事業開始に先立ち、専門家のコンサルティング等を受けながら、実際の店舗運営を通じて試験的に販売やプロモーション活動を行い、その反応を経営に活かすためのトライアルスペース「Crea's Market（クリアズマーケット）」を運営することにより、事業のスムーズな立ち上げを後押しします。

②女性起業家のための経営・創業相談【政策局】【経済局】

- ・起業前、起業初期の女性から事業の発展を目指す女性まで、様々な経営上の課題解決に向け、女性を中心とした中小企業診断士等が相談に応じ、支援します。

③女性起業家の成長段階にあわせた講座等の開催【政策局】【経済局】

- ・起業を目指す女性のために少人数制の連続講座やITを最大限活用した販促のノウハウを伝える講座等を実施します（「女性起業家たまご塾」等）。講座修了者に対しては、広報やイベントなどへのブース出展の紹介等を行い、継続的に支援します。
- ・先輩女性起業家等によるアドバイスが受けられるメンター事業やビジネスプランの徹底的なブラッシュアップを図るセミナー等、成長ステージに応じた支援を実施します。

22 「孵化、保育、培養」という意味で、創業者の事業成長に必要なノウハウや経営資源・情報などを提供し、成長を促すことです。

I-6 多様な選択を可能にする学習機会の提供

女性は妊娠・出産等のライフイベントの影響を受けやすいことから、就労前に多様なライフスタイルの選択を可能とする情報を提供するとともに、キャリア教育の取組を進めていきます。

これまで以上に女性の参画が期待されている理系分野などをはじめ、幅広い分野での女性の活躍を広げていくために、多様な進路選択が可能となるよう、取組を進めます。

<主な事業>

①エクステンション講座の開催【政策局】

- ・多様化する市民ニーズに対応した生涯学習講座を、横浜市立大学教員による市民公開講座として開催します。

②女性のためのパソコン講座の実施【政策局】

- ・女性の就業や地域活動等への積極的な参画を推進するために、女性を対象に基本的なパソコンスキル習得のための講座を実施します。

③キャリア教育による多様な進路選択の実施【教育委員会事務局】

- ・幅広い分野で自らの適性や希望に基づく多様な進路選択の道が開かれるよう、キャリア教育の取組を進めていきます。



取組分野Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

* 1 計画策定時点に把握できている最新の数値

* 2 32年度までに達成を目指す数値（32年度以外のはカッコ書きで表示）

Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現		
成果指標 1	現状値 * 1	目標値 * 2
ひとり親家庭の就労者数（※1）	303人（26年度）	1,900人 （26年度から31年度までの 6か年累計）
関連指標	現状値	目標値
児童扶養手当受給者数	20,869人（26年度）	
活動指標	現状値	目標値
ひとり親家庭等自立支援事業利用者数	5,137人（26年度）	5,300人（31年度）
男女共同参画センターにおける ひとり親就労支援事業の利用者数	12人（26年度）	350人（5か年累計）

※1 ひとり親家庭等自立支援事業利用者のうち、就労した人の数

成果指標 2	現状値	目標値
夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合（※2） ①【精神的暴力】交友関係や電話を細かく監視する ②【経済的暴力】必要な生活費を渡さない ③【性的暴力】避妊に協力しない	① 32.2%（26年度） ② 53.7%（26年度） ③ 52.6%（26年度）	①、②、③100%
関連指標	現状値	目標値
DV被害者のうち暴力を受けた後に相談した人の割合	20.7%（26年度）	
DV相談件数	4,659件	
活動指標	現状値	目標値
若者向けデートDV（※3）防止講座の開催数	26コマ	155コマ（5か年累計）
デートDV周知のためのチラシ等配布数	新規指標のため、現状値なし	30,000枚／年

※2 これらの暴力に対する認知度を上げることで、比較的認知度が高い身体的暴力を含めたすべての暴力に対する認知度が向上されることを目的に設定（市民意識調査による）

※3 交際相手からの暴力（「たたく、ける」、「傷つく言葉を言う」、「大声でどなる」、「メールのチェックや友達づきあいを制限する」、「性的な行為の強要」、「デートの費用やお金を無理やり出させる」など）

<具体的取組>

Ⅱ-1 ひとり親家庭の自立支援等

ひとり親家庭は、子育てや生活、就業など様々な面でも困難を抱えやすく、経済的にも不安定になるリスクが高いため、「貧困の世代間連鎖」に子どもを陥らせないための観点も含めた総合的な支援を行います。

<主な事業>

①総合的な自立支援事業の実施【こども青少年局】【建築局】

- ・ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長を確保するため、個々の家庭の状況に応じ、子育てや生活支援、就業支援、子どもへのサポートなど、総合的な自立支援を行います。
- ・「ひとり親サポートよこはま（母子家庭等就業・自立支援センター）」における就労支援のほか、生活、仕事、子育て、法律など個々の状況に応じた相談に対応し、適切な支援につなげていきます。また、相談先を記載した、ひとり親家庭支援情報カードの作成など、分かりやすく、身近で利用しやすい制度案内と情報提供に取り組みます。
- ・市営住宅の募集において、ひとり親世帯への当選倍率優遇や、「子育て世帯」²³（ひとり親世帯を含む）に対して、収入基準緩和、当選倍率優遇、子育て世帯限定（入居期限なし）の住宅募集等を行います。

②就労支援の実施【政策局】【こども青少年局】【健康福祉局】

- ・男女共同参画センター等において、ひとり親家庭などの困難を抱える女性に対して、PC講座など、学び直しの機会を提供します。
- ・「ひとり親サポートよこはま」において、就労支援員による一人ひとりの状況に応じたマンツーマンでの就労支援を実施します。また、区福祉保健センターにおいても必要に応じて相談やサポートを行います。
- ・「ジョブスポット」²⁴などにおいて、区役所の福祉部門とハローワークが連携し、生活相談から就職まで一体的な支援を行います。

③法律、制度等に関する情報の提供【政策局】【こども青少年局】

- ・「男女共同参画センター」において、夫婦関係や離婚に関する基本的な法律知識などの情報を、講座やイベント開催などを通じて提供します。
- ・「ひとり親サポートよこはま」において、養育費や親権、財産分与に関することなどについて弁護士による法律相談を行います。

23 同居者に中学校卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子がいる世帯で、非婚世帯を含みます。

24 生活保護受給者・生活困窮者・ひとり親家庭の方を対象に、区役所の福祉部門とハローワークが連携し、生活相談から就職支援まで一体的な就労支援を行う窓口

コラム5 子どもの貧困対策の推進

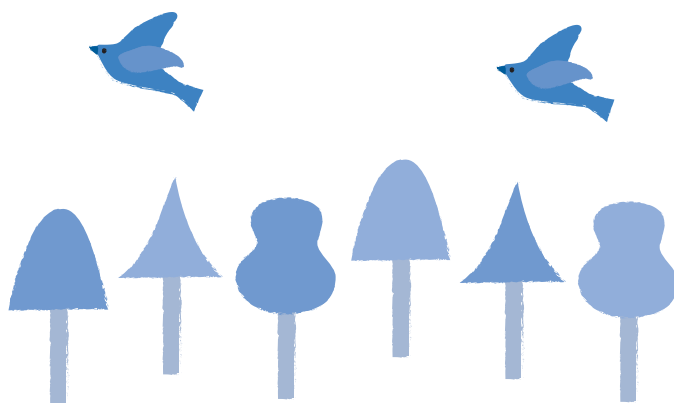
国の調査によると、我が国の子どもの貧困率は16.3%（2012年）となりました。

こうした中、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月には、子どもの貧困対策を総合的に推進するための「子供の貧困対策に関する大綱」がまとめられました。

横浜市では国の大綱を踏まえて、横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守るとともに、貧困の連鎖を防ぐため、新たに「横浜市子どもの貧困対策に関する計画（仮称）」を平成28年3月に策定します。

この計画は、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みをつくることを目的としているもので、この計画に基づき、生活困窮状態にある子どもや、ひとり親家庭等の困難を抱えやすい子どもへの生活、学習の支援を行うほか、支援者のネットワークづくりなどを目的とした会議を開催していきます。

【こども青少年局企画調整課】



Ⅱ－２ DVの防止及びDV被害者の自立に向けた支援（DV防止法に基づく市町村基本計画）【政策局】【こども青少年局】【区役所】

平成23年1月に策定した「DV防止法に基づく市町村基本計画」（以下、「DV防止計画」という。）における基本方針に基づき、「こども青少年局」、「区福祉保健センター」、「男女共同参画センター」の3つの組織が一体となって、横浜市配偶者暴力相談支援センター（以下、「DV相談支援センター」という。）を運営し、関係機関との連携及び、啓発強化等について取り組みました。横浜市におけるDV相談件数は年間約4,500件で推移しています。

全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数や、警察における暴力相談等の対応件数も増加しており、被害者の多くが女性です。また、各都道府県に設置されている婦人相談所には、暴力の被害等により一時保護される女性に伴って家族も保護されていますが、横浜市では26年度に一時保護した件数のうち、約半数が子どもを同伴した母子世帯です。

DV被害を受けた人が安心して生活するための支援は、暴力の影響から回復するための精神的・心理的支援、生活費等の金銭的な支援、就業の支援、住居の確保など、DV相談支援センターや関係機関がより一層連携し、総合的に支援をすることが必要です。

また、DVがある家族の中で育った子どもは、家庭内の混乱に巻き込まれており、暴力行為の目撃による心理的外傷やネグレクト等の不適切な養育にとどまらず、直接的に暴力行為にあたる言動を受けていることも少なくありません。これらの影響から、情緒や行動の面で問題を抱えていることも多く、個別かつ専門的な支援が必要です。

さらに、DV被害者に関わる個人情報の漏えいは、被害者の生命や生活を脅かすこととなります。個人情報の流出が社会問題となっている中で、個人情報管理の徹底を図り、DV被害者やその家族の安全を確保する必要があります。

同時に、深刻な被害の防止と暴力の根絶のためには、加害者更生のための支援や、若い世代への啓発・予防教育、相談窓口の周知などの取組の充実が求められます。

以上を踏まえ、DV施策に関する基本方針を次のとおり定め、横浜市は市民に最も身近な行政機関として、被害者の立場に立ち、自立に向けた切れ目のない支援を行います。

<DV施策に関する基本方針>

- 基本方針1 「相談支援体制の充実」
- 基本方針2 「DV被害者の安全・安心の確保と自立支援策の充実」
- 基本方針3 「暴力の未然防止・根絶に向けた正しい理解の普及等の取組の推進」

基本方針 1 相談支援体制の充実

横浜市DV相談支援センターの安定的な運営を行うとともに、関係機関と連携し、安心して相談できる体制を充実します。また、職員等への研修等を充実し、支援者の育成と資質向上を図ります。

<主な事業>

①DV相談支援センター機能の発揮

- ・区福祉保健センター、男女共同参画センター、こども青少年局の3つの組織が一体となって、相互の機能を補完しあいながら、DV相談支援センターの機能を最大限に発揮します。

②DV相談支援センターの相談・支援スキルのレベルアップ及び専門性の向上

- ・DV相談支援センターの調整・統括部門であるこども青少年局において、区福祉保健センターや男女共同参画センターへの情報提供、スーパーバイズ、研修を行い、相談・支援スキルのレベルアップ及び専門性の向上を図ります。また、児童虐待など複合的に課題のあるケースの対応研修も実施します。

③関係機関との連携強化による相談体制の充実

- ・DV相談支援センターが定期的に連絡会議で情報共有を行い、相談・関連窓口において、相談者に適切な情報提供及び助言を行います。
- ・DV相談支援センター等において、夜間・休日の電話相談体制を、引き続き確保します。
- ・緊急時の対応や夜間の相談については、警察と連携して支援します。
- ・外国人女性等への支援については、民間団体と協働して多言語による相談を実施します。
- ・DV相談に関する統計等を活用し、実態の把握を進めながら、相談体制の充実を図ります。

④相談窓口における安全性の確保とプライバシー等の保護

- ・相談者のプライバシー及び個人情報の保護を図ります。
- ・相談者及び相談員の安全確保を図ります。

⑤男性被害者への支援の充実

- ・DV相談支援センターにおいて、性別を問わず相談を受け付けます。
- ・神奈川県が設置する男性のための相談窓口と連携し対応します。男性専用相談の必要性について、国の動向等も含めて状況把握に努めます。

基本方針2 DV被害者の安全・安心の確保と自立支援策の充実

DV被害者の自立への支援にあたっては、精神的、経済的な問題をはじめ、住まいの確保、就業、子どもへの支援等、様々な課題を解決する必要があります。関係機関や民間団体と連携し、被害者の保護から自立に向けた切れ目のない支援を行います。

<主な事業>

①関係機関、民間団体との連携による一時保護の実施

- ・DV被害者の一時保護にあたっては、神奈川県配偶者暴力相談支援センターと連携し実施します。
- ・民間団体の活動を支援するために、運営費等を補助します。
- ・DV被害者の安全に配慮し、同行支援を実施します。
- ・緊急的な一時保護が必要な場合は、特に警察と連携し対応します。
- ・一時保護中も施設と連携し、自立に向けた継続的な支援に取り組みます。

②危機管理の徹底のための取組

- ・DV被害者支援に関連する業務を行う部署におけるDV支援の理解を深めるため、研修を実施します。
- ・コンプライアンス関連部署や個人情報保護関連部署と連携し、全庁的にDV被害者の安全確保と個人情報保護の取組を推進します。
- ・円滑な転校・就学手続きができるよう、必要な連携を行い情報管理を徹底します。
- ・学校において、子どもやDV被害者の安全の確保と情報管理に努めます。

③保護命令制度の情報提供等

- ・被害者への接近禁止など安全確保に関する保護命令制度について、弁護士や裁判所等と連携して相談対応します。

④身体的・精神的な支援

- ・男女共同参画センターにおいて、精神科医師相談、心身の回復のための講座、サポートグループの開催及び自助グループ等の支援を行います。
- ・男女共同参画センターをDV被害者が気軽に立ち寄り、安心して居られる「居場所」とし、地域における支援を展開します。
- ・一時保護の調整に時間を要する場合等に、関連事業を利用することで相談者や同伴児の負担を軽減します。

⑤自立に向けた継続的な支援

- ・婦人保護施設やステップハウス²⁵を設置している民間団体と連携し、相談・支援を行います。
- ・18歳未満の子どもを養育しているDV被害者を母子生活支援施設において保護するとともに、心身と生活の安定のために、生活支援・就労支援など、自立に向けた支援を行います。
- ・婚姻関係（離婚等）、親権及び財産等の相談について、法テラス神奈川や神奈川県弁護士会等と連携し、法律相談や法律講座の情報提供を行います。

25 一時保護後の自立に向けた準備を行うための住まい

⑥子どもの支援

- ・児童相談所と連携し、ケースカンファレンスを実施するなど、DVのある環境で育った子どもへの支援の充実を図ります。
- ・区福祉保健センターにおいてDV被害者と同伴児への支援を一体的に行います。
- ・学校において、子どもの心身のケアの充実を図ります。
- ・一時保護されている子どもへの学習教材の提供などの働きかけを行います。
- ・住民票がなくても居住していることが明らかな場合には、予防接種や健診等のサービスが利用できること等、DV被害者に対して適切な情報提供を行います。

⑦住宅確保の支援

- ・一時保護施設退所後の転居先に関する継続的な支援を行います。
- ・保証人のいないDV被害者を対象にした民間住宅あんしん入居事業を継続して活用します。
- ・市営住宅入居者募集におけるDV被害者世帯の優遇を引き続き行います。

⑧就労支援・経済的支援

- ・男女共同参画センター等において、就労相談、就労支援講座、起業支援等の女性のための多様な就労支援を実施します。
- ・生活保護制度等を活用し、DV被害者の経済的な自立を支援します。
- ・「ひとり親サポートよこはま」やジョブスポット等の関連事業につなげるなど、就労を支援します。

⑨外国人・高齢者・障害者など複合的に困難を抱える人への支援

- ・様々な困難を抱える外国人女性・母子等に対し、電話や面接による相談及び通訳派遣などを行います。
- ・高齢者・障害者等のDV被害者や、障害がある同伴児について、関係機関と連携し、一時保護と自立支援の充実を図ります。

⑩関係部署、関係機関等との連携

- ・区福祉保健センター各部署向けに研修を実施するなど、関係部署が一体となって支援できるよう働きかけを行います。
- ・区における要保護児童対策地域協議会などを活用し、日頃から顔の見える関係づくりを行うなど、関係機関と連携を強化することで、適切な支援に結び付けます。
- ・関係部署同士がDV支援に関わる情報を共有するためのDV相談支援センター連絡会議を定期的で開催し、支援の標準化を図るとともに、個人情報取扱のルールの徹底等に取り組みます。
- ・DV施策推進連絡会²⁶や関係機関連絡会等を定期的で開催し、警察・学校・弁護士・県・民間団体等と連携し、情報共有を進めます。

26 横浜市におけるDV防止及びDV被害者の保護を図るための施策を、関係機関等の連携協力の下、総合的に推進するための関係者間の円滑な情報交換や調整を行う会議

⑪ 証明書の発行

- ・DV相談支援センターでは、DVから脱した後の生活において、就労や児童手当等の各種手続きが円滑に進むよう、「配偶者からの暴力の被害者に関する証明書」を発行するとともに、住民基本台帳の閲覧等の制限に関する制度を適切に運用し、DV被害者を支援します。

<参考> DV相談支援センターの証明書発行件数：平成23年度（124件）、平成24年度（212件）、平成25年度（237件）、平成26年度（222件）

基本方針3 暴力の未然防止・根絶に向けた正しい理解の普及等の取組の推進

横浜市において、DV被害者のうち相談した人の割合は約2割（市民意識調査）にとどまっていることを踏まえ、DVが重大な人権侵害であることを周知し、DVの正しい理解の促進に取り組めます。

また、若い世代への啓発が重要であるため、中学・高校・大学を対象に、暴力防止の理解を深めるための講座等を実施します。

<主な事業>

① 相談窓口の周知及びDVの正しい理解の促進

- ・DV被害者にとって、支援者となりうる身近な家族、友人や同僚等に対し、啓発や情報提供を行います。
- ・チラシ、シールなどの紙媒体や、Webサイト等を十分に活用し、相談窓口に関する必要な情報を周知します。
- ・外国人に対し、相談窓口を周知できるよう、多言語での広報展開など、広報を充実します。
- ・関係機関に対し、DV被害者への二次被害を防止するための情報提供を行うとともに、関係機関による研修を促します。

② 関係機関・民間企業等との連携

- ・医療機関・学校や保育所等に対し、DV被害者への情報提供の方法や、DV相談支援センターの窓口等について、周知します。
- ・民間企業等と連携し、市内の観光名所等のライトアップなどDVに関する理解のきっかけとなる効果的な広報を実施します。
- ・男女共同参画センターにおいて、ライブラリ機能を活用したDVに関する情報提供や、市民グループとの協働による啓発講座等を行います。

③ 若い世代に向けた暴力防止の啓発強化

- ・市内の中高大学を対象にデートDV防止講座を実施するほか、大学生等と連携して、中学・高校生向けのデートDV防止啓発等の講座を実施します。
- ・若年層からの人権教育を充実します。
- ・教育関係者等への啓発を実施します。

④若い世代向けの周知媒体の充実

- ・若者の視点に立ったデートDV防止啓発を行うため、若者にとって身近なアプリの開発等、ICTを活用し、若者の理解促進に取り組みます。

⑤加害者対策

- ・DV被害者支援の一環として、加害者更生プログラムを実施している民間団体への支援を行うとともに、国や他都市及び民間団体の情報収集を行います。

コラム6 身近にあるDV・デートDV、ひとりで悩まないで相談を

みなさんは、「DV」や「デートDV」という言葉を知っていますか？

一般的に、DVは配偶者（事実婚・元配偶者含む）からの暴力、デートDVは特に若年層で起きる交際相手からの暴力のことを言います。この「暴力」には、「殴る」「蹴る」といった身体への暴力のほか、「バカ、死ねなどと言う」「無視をする」等の精神的暴力、「生活費を渡さない」等の経済的暴力、「避妊に協力しない」等の性的暴力も含まれます。

自分には関係のない話だと思う人も多いかもしれませんが、「約10人に1人が、交際相手から暴力を受けたことがある」*とされています。もしかしたら、周りにDVで苦しんでいる人がいるかもしれません。そのような時は、ひとりで悩まず、家族や学校、あるいは横浜市DV相談支援センター等の相談窓口にご相談してください！

※平成26年度「男女間における暴力に関する調査」内閣府

【政策局男女共同参画推進課】

II-3 女性や子どもに対する暴力の予防と根絶

性暴力の根絶に向け、関係機関と連携しながら、暴力行為の防止と、暴力を容認しない社会風土の醸成を図るとともに、広報・啓発を促進していきます。

また、性犯罪被害者への同行支援など、更なる具体的な支援の充実を図ります。

さらに、近年深刻な被害が発生しているストーカー事案については、相談者や被害者に対して迅速かつ的確な対応がとれるよう、関係機関との連携強化を進めます。

加えて、増加している児童虐待の早期発見、早期対応及び居所不明児への的確な対応が課題となっている中で、区役所や児童相談所、学校・警察・医療機関等の関係機関や民生委員・児童委員等地域関係者等の連携により、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応・再発防止に向けた取組を一層強化していきます。

<主な事業>

①性暴力被害女性への支援の充実【政策局】

- ・過去の被害を含め、被害届の有無を問わず性暴力被害女性への同行支援等を行います。

②犯罪被害者等への相談・支援に係る各機関の連携強化【市民局】

- ・犯罪被害者等への相談・支援に関わる各機関がより連携して支援にあたることができるよう、合同の研修会の開催や日常的な情報の共有を進めます。

③児童虐待の防止【こども青少年局】

- ・虐待の防止、虐待を受けた子どもの保護などの子どもを守るための施策の推進と、子どもに優しい街を目指して、それぞれの果たすべき役割を定めた「横浜市子供を虐待から守る条例」²⁷により、一層の児童虐待対策を推進します。

④性暴力の根絶に向けた暴力行為の防止等の啓発【政策局】【こども青少年局】

- ・「女性に対する暴力防止運動期間」²⁸に合わせ、市民向け暴力防止啓発キャンペーンを行います。

⑤安全・安心のまちづくりパトロールの実施【市民局】

- ・地域、区役所、警察などと連携を図りながら、繁華街や住宅地など事件等が多発している地域及び学校周辺などにパトロール隊を派遣し、巡回します。また、自治会、町内会、防犯協会、ボランティア及び警察署などと連携し、児童の安全確保や防犯意識の高揚のための啓発活動などを行います。

II-4 ハラスメント防止対策の推進

「横浜市事業所調査」²⁹結果においてもセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止策を積極的に講じている事業所が増加傾向にはないことを踏まえ、継続的に啓発を行い、自主的な取組を促進していきます。

また、均等法などの対象にならない教育の場や、地域活動でのセクシュアル・ハラスメントについても取組の推進を図ります。

さらに、女性の就業継続を阻むマタニティ・ハラスメント等が近年顕在化しつつあるため、被害の現状を把握し、対策を検討していきます。

<主な事業>

①ハラスメント相談【政策局】

- ・男女共同参画センターにおける「性別による差別等の相談」をはじめ、「しごとの相談窓口」等でも相談を受け付け、総合的な解決に向けた支援を行います。

②企業におけるハラスメント防止啓発【政策局】【市民局】

- ・ハラスメント防止に向けて、市内企業に対し、研修用資料を配布するとともに、啓発パネル、図書資料及びビデオ等の貸出や出張講座を実施します。

27 平成26年11月5日に施行された横浜市の条例

28 女性に対する暴力について社会の意識啓発など、取組を一層強化することと、国が定めた運動期間

29 平成25年度に横浜市が行った市内事業所における男女共同参画の取組の現状を把握するための調査

③学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策【教育委員会事務局】

- ・相談窓口の設置・利用方法について、児童生徒・保護者等に繰り返し広く周知するとともに、セクシュアル・ハラスメントを未然に防止するために教職員への研修を実施します。

コラム7 マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産した正社員の21%、派遣社員の48%が「マタニティ・ハラスメントを経験したことがある」との国の実態調査の結果が、国の労働政策審議会雇用均等分科会において報告されました。(平成27年11月)

特に雇用が不安定で立場の弱いとされる派遣社員が不利益な扱いを受ける割合が高く、派遣社員の27%が「妊娠を理由とした契約打ち切りや労働者の交替」を経験しています。

また、正社員などを含めて、解雇されたとの回答が20%に達しており、深刻な被害の実態が報告されています。こうしたなか、現在、企業のマタハラ防止策等を強化するため男女雇用機会均等法の改正について検討が進められています。

なお、マタニティ・ハラスメント等の相談は神奈川労働センター等のほか、男女共同参画センターにおいても受け付けています。

【政策局男女共同参画推進課】

II-5 性を理解・尊重するための教育と相談

男女が互いの性を理解・尊重できるよう、家庭や学校教育の場で発達段階に応じた性に関する正しい知識についての教育を行います。また、女性のみならず男性に対しても妊娠・出産等に関する正確な知識を得ることができるよう、情報・学習機会の提供や相談を実施します。

<主な事業>

①妊娠・出産・育児等に関する教育【こども青少年局】

- ・妊娠・出産に関する正しい知識をマンガやイラストで解りやすく解説した啓発冊子（「妊娠・出産 My Book」）を作成し、市内の高校、大学などの教育機関に配布するなど、関連するイベントなどでの啓発に活用します。

②妊娠・出産に関する相談支援等（仮称：妊娠SOS相談窓口）【こども青少年局】

- ・安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、妊娠の届け出をした妊婦に対する面接や女性のための健康相談の実施、不妊や不育³⁰に関する相談支援の拡充や、「妊娠SOS相談窓口（仮称）」において、予期せぬ妊娠等に関わる相談支援を行います。

30 妊娠はするけれども、流産、死産や新生児死亡などを繰り返して結果的に子どもを持っていない場合、不育症と呼びます。

③「知っておきたい！子ども・若者どこでも講座」の実施【こども青少年局】

- ・子ども・若者を取り巻く課題（携帯電話等におけるトラブル、性非行、深夜徘徊等）を周知し、解決に向けた取組を促すため、公益財団法人よこはまユースにおいて、地域で開催される講座に講師を派遣します。

④思春期相談【こども青少年局】

- ・思春期に特有な医学的問題や性に関する不安や悩みについて、電話・面接相談を行います。

⑤学校教育を通じた適切な性に関する教育の推進【教育委員会事務局】

- ・教職員対象の研修を実施し、発達段階に応じて、適切な性に関する教育を推進します。

⑥エイズ・性感染症予防対策【健康福祉局】

- ・相談・検査・医療体制の整備等を実施し、HIV・性感染症の感染予防、感染の早期発見、適切な医療の提供を図ります。

II-6 ライフステージに対応した支援と性差医療が受診しやすい環境づくり

男女がその健康状態や性差に応じて的確な医療を受けることができるよう支援します。特に女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等のライフステージに応じて変化が大きいため、生涯を通し、的確に健康管理ができるよう、支援していきます。

また、出生時の母親の年齢が高齢化し、体力回復が遅れがちになる中、家族等からの産後の支援を受けにくくなってきているため、妊娠時から産後の母子の状況把握と支援に取り組んでいきます。

<主な事業>

①心とからだのセルフケア事業【政策局】

- ・女性のがん等、女性特有の健康課題について、セミナー等を通じて情報を提供し、健康の維持や疾病予防、治療方法の選択に女性が主体的に取り組めるよう支援します。
- ・産後や高齢女性の尿失禁予防、がん手術後の女性のためのリンパ浮腫予防など、女性の健康課題別に、運動により予防と症状軽減を図る体操教室等を実施します。

②不妊相談及び治療費助成【こども青少年局】

- ・身体的・精神的に負担が大きい不妊治療について、不妊相談や不妊に関する講座等を実施します。
- ・医療保険が適用されない特定不妊治療費（体外受精・顕微授精）の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

③妊婦健康診査事業【こども青少年局】

- ・母子ともに安心・安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査を定期的に受診することができるよう、妊婦健康診査費用の助成や受診勧奨を行います。

Ⅱ-7 性別に関わる問題の解決に向けた相談・支援等

横浜市男女共同参画推進条例第10条に基づき、性別による差別等、男女共同参画を阻害する要因によって人権が侵害された場合に、解決に向けた支援を行います。また、女性であるがゆえ、男性であるがゆえに直面する生きにくさ・困難について、関係機関の連携により具体的な課題解決に結びつけることができるよう、総合的、継続的に支援していきます。さらに、性的少数者について、理解促進に向け、市民や企業等への啓発を行います。

<主な事業>

①こころの健康相談の実施【健康福祉局】

- ・家庭・職場などでの人間関係やストレス等による様々な悩みや不安、また精神疾患・福祉制度などについて相談を実施します。

②性別による差別等の相談【政策局】

- ・横浜市男女共同参画推進条例第10条に基づき、セクシュアル・ハラスメント等、男女共同参画を阻害する要因によって人権を侵害された場合に、市民からの申出を受け、必要に応じて、市が関係者に対して改善を求める要請・指導を行います。

③心とからだと生き方の総合相談【政策局】

- ・家庭や職場、地域などで直面する様々な困難について、電話や面接による相談を行い、相談者の気持ちを尊重しながら、相談者が持っている力を発揮できるよう、問題解決に向けた支援をします。

④自助グループ支援事業【政策局】

- ・生きづらさ、家族関係の悩み、様々な依存症、女性特有の病気、暴力や性的な被害、母子家庭、子どもの障害など、同じ悩みを抱える当事者同士が、気持ちや経験、情報を分かち合い、支え合うためのミーティングの場を提供し、活動を支援します。

⑤性的少数者の方々への理解の促進【市民局】

- ・性的少数者の方々への理解促進のために、市民や企業等への啓発を行います。あわせて、性的少数者であることを理由に困難な状況に置かれているの方々に対し、個別専門相談や交流スペースの提供等の支援を行います。

コラム8 性の多様性

「世の中は男と女だけで、異性を好きになることが普通」とされている社会において、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）と呼ばれる方々は、様々な「生きづらさ」を抱えています。同性愛について、WHOは「いかなる意味においても治療の対象とはならない」とし、疾患ではないとの見解を公表しました（平成4年）。しかし、偏見や理解の不十分さから、からかいの対象になることも多いため、好きになる性（性的指向）を隠さざるをえない現状があります。また、からだの性と心の性（性自認）が異なるトランスジェンダーは「性別取扱いの特例法（平成15年）」により認知されるようになりましたが、外見と公的書類の性別が異なるため、採用、昇進の際に不利に扱われることもあります。

同性を好きになったり、自分の心の性とからだの性が一致しなかったり、セクシュアリティは、みなそれぞれです。誰もが社会の中でいきいきと暮らせるようになることが大切です。

【市民局人権課】

II-8 高齢者・若年者・障害者・外国人等、困難を抱えたあらゆる女性の安定した生活と社会参加のための支援

様々な困難を抱える人々の精神的自立と生活の安定に向けて、固定的な性別役割分担意識や、不安定雇用や収入格差といった社会構造の問題を踏まえ、自立に向けた力を高めるとともに、雇用の安定、安心できる生活環境の確保等、セーフティネットを含めた総合的な支援を行います。

さらに、困難を抱える若者、若年無業女性に対しては、就労訓練等、就労につながる支援を関係機関と連携して進めます。

<主な事業>

①若年無業女性の就労支援の実施【政策局】

- ・就労に困難を抱える若い女性のための就業準備講座を実施します。心身の健康面からも支援を行い、修了後もフォローアップをします。また、講座修了者を対象に、ボランティア等の社会参加体験の機会を提供し、自立を支援します。
- ・就労に困難を抱える若い女性の就労体験の場「めぐカフェ」を運営し、市内若者支援機関との連携により就労体験を実施します。就労体験は、段階を踏んで行き、社会に参加するために必要なソーシャルスキルを訓練します。就労に先立つ社会参加体験として、市民グループ等の協力を得ながら、ボランティア体験の場を提供するなど、きめ細かな対応を行います。

②困難を抱える子ども・若者への支援【こども青少年局】

- ・青少年相談センターや地域ユースプラザ、若者サポートステーション、よこはま型若者自立塾において、無業やひきこもりなど困難を抱える若者の自立に向けた個別支援や居場所の提供、社会体験、就労訓練の実施等の相談支援を行います。

③小・中・高校生等に対する生活困窮を防止するための自立支援事業

【こども青少年局】【健康福祉局】

- ・将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにすることを目的とし、生活保護世帯や、生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対して学習支援等を行います。
- ・生徒の職業意識の醸成や個々の状況に応じた支援のため、卒業や中退後に就労が困難な生徒が多い高校等に対し、学校出張相談を実施します。

④横浜型児童家庭支援センターの設置【こども青少年局】

- ・養育に課題を抱える家庭ができるだけ地域で安定して生活できるよう、既存の「児童家庭支援センター」の機能に加え、ショートステイ等の預かりサービスのコーディネートを一体的に行う「横浜型児童家庭支援センター」を児童養護施設等に併設します。さらに、施設を退所した児童及びその家庭や、里親家庭への支援も行うよう、機能を拡充します。

⑤介護保険事業【健康福祉局】

- ・高齢者が、介護が必要な状態になっても、介護サービスを利用し、安心して住み慣れた地域や家庭の中で自立した日常生活が送れるよう、訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問看護、通所介護（デイサービス）、短期入所サービス（ショートステイ）、特別養護老人ホームへの入所などの介護保険事業を推進します。

⑥障害児・者の介護等サービスの推進【健康福祉局】

- ・介護、介助を必要とする障害児・者に対し、ホームヘルパー・ガイドヘルパーの派遣、ショートステイ、一時ケアサービス、重度障害者入浴サービス等の事業を推進します。

⑦地域包括支援センターにおける包括的支援事業【健康福祉局】

- ・高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活が継続できるよう地域ケアプラザ等に「地域包括支援センター」を設置し、総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメントなどの支援を行います。

⑧後見的支援推進事業【健康福祉局】

- ・障害者が地域で安心して暮らし続けるため、日常生活の見守りなど、障害者を支援している人や地域の人々によって、障害者本人を支える後見的支援の仕組みづくりを推進します。
- ・障害者本人の安心づくりや権利擁護のため、この仕組み及び成年後見制度の普及啓発を進めます。

⑨国際交流ラウンジ等の活用【国際局】【教育委員会事務局】

- ・国際交流ラウンジ等を活用し、日本語の不自由な外国人のための初期日本語学習支援講座等を実施します。また、外国人の子どもへの母国語を生かした学習支援の取組を支援します。
- ・滞在期間の長期化、定住化により在住外国人の抱える問題が複雑化していることから、在住資格や法律等専門的相談機関との連携を図ります。

取組分野Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進・社会づくり

* 1 計画策定時点に把握できている最新の数値

* 2 32年度までに達成を目指す数値（32年度以外のはカッコ書きで表示）

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進・社会づくり		
成果指標 1～4	現状値 * 1	目標値 * 2
男性の育児休業取得率（※1）	4.2% （25年度）	13%
女性と男性の家事・育児・介護時間の割合（※2）	約1対3 （①男性：2時間40分 ②女性：8時間18分） （共働き世帯・平日 26年度）	1対1.5
年次有給休暇取得率（※3）	新規指標のため現状値なし	70%
さまざまな地域活動に参加したことがない人の割合（直近3年間）（※4）	36.9% （26年度）	20%
関連指標	現状値	目標値
男性が育児休業を取得することについて、現在、社会や企業の支援は十分と思う市民の割合	13.1% （26年度）	
市内に主たる事務所を置く男女共同参画社会の形成の促進を図る活動を行うNPO法人の数	62法人 （26年7月31日）	
活動指標	現状値	目標値
「よこはまグッドバランス賞」認定事業所数	180事業所 （19～26年度までの累計）	225事業所 （5か年累計）
女性活躍推進に取り組む企業への支援数（※5）	4件 （26年度）	60件 （5か年累計）
ワーク・ライフ・バランス推進に関するセミナー数	6回	8回
男女共同参画に関する防災講座の参加者数	約1,750人 （22～26年度平均）	10,000人 （5か年累計）

※ 1 配偶者が出産した男性従業員のうち育児休業を取得した人の割合（事業所調査による）

※ 2 女性と男性が一日に家事・育児・介護にあてる時間の割合（市民意識調査による）

※ 3 算定期間中の年次有給休暇の取得日数計を算定期間中の年次有給休暇の付与日数計で除した値（％）
算定期間中の付与日数計には繰越分は含まない（事業所調査による）

※ 4 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、学習活動やスポーツ活動、趣味や娯楽活動、NPOやボランティア活動などを含めた活動に、直近3年間に参加したことがない人の割合を減少させることを目標としたもの

※ 5 中小企業女性活躍推進事業などによる女性活躍推進に取り組む企業への支援数

<具体的取組>

Ⅲ－１ 男性・シニアの家庭生活や地域活動への参画の促進

女性活躍促進に向けて、男性・シニアの家庭生活への参画を促すため、家事・育児に関する父親向け講座や、祖父母世代を対象とした孫育て講座の実施、家事援助サービスにおけるシルバー人材センターの活用促進のためのPRを行います。また、地域活動への参画促進のための支援を進めます。

<主な事業>

①共に子育てををするための家事・育児支援【政策局】【こども青少年局】

- ・共に子育てをし、ワーク・ライフ・バランスを図りながら子育てを楽しむことができるように、特に、男性の家事・育児参加促進を図る父親向け講座等を実施します。
- ・ウェブサイトや広報物等で、男性の家事・育児支援に関する情報提供と市民への啓発を行います。
- ・育休後に職場復帰する女性や共働きの男女を対象に、協力して家事・育児を行うためのセミナーや、父親と子ども向けの親子遊びの会等を開催し、男性の子育てへの参加を促します。

②シルバー人材センターにおける家事援助サービス等の展開【経済局】

- ・シニア世代が自身の持つ豊富な知恵と経験を活用し、今後、介護等でニーズが高まることが予想される家事支援サービス等にも、シルバー人材センターのサービスが活用できることについて周知・PRを行います。

③祖父母世代に向けた孫育て支援【こども青少年局】

- ・世代や性別を問わず子育てを担う環境を目指し、祖父母世代を主な対象として、自身及び地域の孫育てや地域ぐるみの子育てに関する講座等を地域に合った形で実施します。

④シニアの地域社会での活動・貢献の場の拡大（いきいきシニア地域貢献モデル事業、よこはまシニアボランティアポイント事業³¹）【健康福祉局】

- ・高齢者の心身の状況に合わせた就労や地域活動などを紹介し、社会参加を促していく相談窓口「生きがい就労支援スポット」を開設します。
- ・よこはまシニアボランティアポイント事業により、高齢者の介護保険施設等におけるボランティア活動を支援します。

⑤男性の地域活動の推進【政策局】【教育委員会事務局】

- ・働く男性の地域活動を推進するため、地域における広報を実施するとともに、企業に対するワーク・ライフ・バランスの啓発を通じて、地域活動に参画することへの理解の促進を行います。
- ・「おやじの会」をはじめ、親子でふれあう事業などを通して、家庭教育や地域活動への父親層の参加を促進します。

31 よこはまシニアボランティアポイント事業：ボランティアの活動により、「ポイント」が得られ、たまった「ポイント」に応じて寄付・換金ができます。

コラム9 子育てパパを応援します

父親の心得や夫婦のパートナーシップ、子育てのノウハウなどを、子育て中のパパ、あるいはこれから父親になる皆さまに広くお伝えし、父親育児を支援するため、身近な地域の子育ての拠点で父親向けの講座を実施するとともに、冊子「パパブック」を作成しています。冊子「パパブック」は、区役所などで配付しているほか、子育てパパ応援ウェブサイト「ヨコハマダディ」からもダウンロードできます。また、「ヨコハマダディ」では、パパ向けのおでかけ情報や地域のパパたちの紹介をはじめ、パパ向けに様々な情報を発信しています。



ヨコハマダディ で検索

【こども青少年局企画調整課】

横浜市男女共同参画センターでは、父親と子どもが気軽に参加し、からだを使った遊びや季節の遊びなどを体験できる「パパといっしょに」シリーズや、職場復帰する母親や父親に保育園制度の情報や、仕事と子育ての両立のコツなどを伝えるセミナー等を開催し、男性の子育て参加のきっかけづくりに力を入れています。

【横浜市男女共同参画センター】

コラム10 育児と介護の同時進行 “ダブルケア”

晩婚化が進む中、親の介護と乳幼児の子育てが同時に進行する「ダブルケア」に直面する市民の方が増えています。横浜国立大学が本市の「地域子育て支援拠点」等の協力によって6歳未満の末子のいる女性（1,894名回答）を対象に行った調査によれば、約4割がダブルケアに直面しているか、今後、直面する可能性があるかと答えています。また同じく横浜国立大学がダブルケアに直面している当事者に対して行ったヒアリング調査では、多くが「体力的・精神的にしんどい」「両親や子どもの世話を十分にできない」「家族や親せきにケアの負担について十分に理解されていない」などの悩みや不安を抱えていることが明らかになっています。

「ダブルケア」は今後、男女共同参画を推進していくうえでも憂慮すべき課題です。横浜市では、その包括的な対応策について横浜国立大学や本市の男女共同参画推進協会と連携しながら検討を行っています。

【政策局政策課】

Ⅲ－２ 「働き方改革」「柔軟な働き方」の推進（企業等への働きかけ等）

企業や市民一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの理解を深めます。

企業へのインセンティブ付与や取り組む企業の「見える化」など、意欲を持って取り組むための仕組みづくりを進めていきます。

多様な働き方を希望する女性が多いことを踏まえ、企業における多様な働き方の導入に対する具体的な支援を行うほか、ICTを活用した多様な働き方の普及を図っていきます。

<主な事業>

①よこはまグッドバランス賞の認定・表彰【政策局】

- ・市内事業所での積極的な女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進を図るために、女性も男性も働きやすい職場づくりを進める中小事業所を、「よこはまグッドバランス賞」として認定・表彰するとともに、その取組を広く紹介します。

②企業向けワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

【政策局】【経済局】【こども青少年局】

- ・企業に対して、優秀な人材の確保・定着、従業員の意欲・能力向上、コスト削減、生産性向上など、組織の持つ力を高め、成長・発展につながる新しい戦略として、ワーク・ライフ・バランスの推進を働きかけます。
- ・企業経営者・人事労務担当者に向けて、ワーク・ライフ・バランスの考え方や、経営上のメリット・必要性、具体的な取組方法等について分かりやすく情報提供するセミナーの開催やリーフレットを発行し、啓発を行います。また、就業規則の改正等に係る助成金（中小企業女性活躍推進事業助成金 取組分野Ⅰ－３－①再掲）を交付します。
- ・ホームページや啓発事業を通じた情報提供により育児休業制度等に関する理解を深めるほか、パパフォータ制³²や父親休暇等の導入を含め表彰・認定を行うことで、男性の育児参画を推進します。
- ・企業の従業員研修や地域貢献活動をきっかけとした意識改革を支援するため、子育て支援NPOと連携しながら、NPOの活動状況やノウハウを企業向けに情報発信していきます。
- ・様々な団体、企業、学校、行政機関等が実施する研修会等に、男女共同参画センター等のスタッフを講師として派遣します。また、企業の協力、学校との連携による事業も行います。

③市民向けワーク・ライフ・バランスの普及・啓発【政策局】【こども青少年局】

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進には、働き方の見直しや父親の子育てへのより深い関わりなど、意識を変えていくことが重要であることから、関連団体と幅広く連携して関連テーマのセミナーやイベントを開催するとともに、市民の方向けのチラシ等を発行し啓発を行います。

④企業経営相談を通じた両立支援のサポート【経済局】

- ・ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備を促進するため、中小・中堅企業等の様々な取組に関する相談に応じるとともに、専門家を派遣します。

³² 父親に一定の育児休暇を取得するように割り当てる制度

⑤(再掲) ICTを活用した多様な働き方の推進の支援【政策局】【経済局】

(略) 取組分野 I - 4 - ⑭参照

Ⅲ-3 多様なニーズに対応する保育・教育・子育て環境の整備

保育所待機児童の解消や、放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ等による居場所の確保に引き続き取り組んでいきます。

また、夜間勤務などの変則勤務や短時間勤務に従事する女性が増えることを考慮し、一時預かりなど、多様な形態での保育・放課後の居場所づくりについて、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」のもと、新制度を踏まえた取組により、切れ目のない総合的な子ども・子育て支援を推進していきます。

さらに、ICTの活用や企業内保育所の整備支援、家事支援サービスの充実等、様々なツールを活用し、子育てをしながら働き続ける環境を整備します。

<主な事業>

①生まれる前から乳幼児期までの子育て家庭支援の充実【こども青少年局】

- ・妊娠中から産後の不安定な時期に必要な支援が受けられ、安心して子どもを産み育てられる相談体制や母子保健の充実を図ります。
- ・子育て中の不安感・負担感の軽減などを図るために地域子育て支援の場や機会の提供、子育て支援に関わる人材の育成、子育て支援活動・団体のネットワーク作りなどを進めます。

②企業内保育所の整備支援の実施【こども青少年局】

- ・「仕事と子育てを両立できる職場環境」の整備を促進するため、従業員のお子さんをお預かりする保育施設の設置・運営を行う事業主を支援し、費用の一部を助成します。

③多子世帯に対する負担軽減の実施【こども青少年局】

- ・保育料について、各認定区分におけるきょうだい児の数え方に基づき、第2子に該当する場合は第2子の保育料を負担軽減し、第3子以降に該当する場合の保育料は無料とします。

④保育・教育基盤の確保【こども青少年局】

- ・全ての子どもに乳幼児期の保育・教育を保障するため、保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育等の整備など、引き続き、待機児童対策を進めるとともに、保育所、幼稚園など保育・教育基盤の安定的な確保に取り組みます。

⑤多様な保育・教育の提供【こども青少年局】

- ・養育者の多様な働き方への対応や子育てに対する不安感・負担感の軽減等を図るため、保育所、幼稚園、認定こども園等における一時預かりなど多様な保育と教育の場を提供します。また、養育者の様々なニーズと保育・教育の適切な利用を結びつけるため、保育・教育コンシェルジュ等による支援を充実します。さらに、障害児や発達障害児等、特性や成長に合わせた支援を行います。

⑥保育・教育を担う人材の確保及び質の向上【こども青少年局】

- ・保育士・教諭の確保を図るため、保育・教育施設の運営事業者等が参加する就職面接会を開催するほか、保育士就職支援講座や保育士宿舍借上げ支援などを行います。
- ・保育士・教諭の専門性をより一層高めるための研修の充実や、保育の質をより高めるため、自己評価・第三者評価の実施を推進します。
- ・乳幼児期からの育ちと学びの連続性を踏まえた保育・教育を進めるため、幼稚園・保育所・小学校との円滑な接続が図られるよう、「横浜版接続期カリキュラム」の改訂を実施するなど取組を充実します。

⑦留守家庭児童のための放課後の居場所づくり【こども青少年局】

- ・全ての子どもたちに豊かな放課後を過ごせる場所と機会を提供するとともに、増加する留守家庭の子どもたちの居場所を充実させるため、全ての小学校で、はまっ子ふれあいスクールから放課後キッズクラブへの転換を進めるとともに、放課後児童クラブの耐震化や面積確保等のための分割・移転を進めます。

Ⅲ－４ 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供の強化

国や横浜市における現状・課題を十分に把握し、男女共同参画に関わる施策を効果的に推進するため、男女共同参画に関する調査・研究や情報収集・分析の強化を図ります。

男女の置かれている状況を客観的に把握できる調査を実施することにより、男女間格差の実態を明らかにするとともに、可能な限り男女別データの情報提供を行います。また、この情報について、市民の方が簡単にアクセスできる仕組みづくりを進めていきます。

<主な事業>

①広報、調査研究の実施、取組の見える化【政策局】

- ・市民の男女共同参画に関する意識・実態や就業状況、市内企業の男女共同参画に関する取組の現状等について、調査・分析・公表を行います。
- ・ウーマンポート横浜など、既存の関連ポータルサイトと連携しつつ、情報を一括して、分かりやすく提供できるポータルサイトを開設します。

②男女共同参画に関わるライブラリの運営【政策局】

- ・男女共同参画の専門図書館として、様々な媒体の情報を収集・提供します。
- ・有識者の選書による、おすすめ本フェアやテーマ別資料展示、図書の設定貸出等により、発信するライブラリとしての機能を充実します。

Ⅲ－５ 男女共同参画推進のための広報・啓発

市民や企業が男女共同参画社会の必要性についての認識を深めるよう、継続的に広報・啓発を行います。

既存の広報・啓発ツールだけではなく、学校、家庭、地域、メディア等あらゆる場や媒体を通じた活動を実施するとともに、各関係団体との連携強化を図ります。

さらに、市民が男女共同参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力（メディア・リテラシー）を養うための啓発・学習機会の提供を行います。

<主な事業>

①市民や事業者等に向けた広報・啓発【政策局】【市民局】【こども青少年局】【区役所】

- ・「広報よこはま」など市の媒体を活用した広報ほか、男女共同参画に関連するテーマでの講演会開催やキャンペーンの展開、区役所・企業等でのパネル展などを実施し、身近な場での啓発を行います。
- ・男女共同参画社会の形成に積極的に取り組み、他の規範として推奨できる個人・団体を表彰し、広く社会に公表することで、男女共同参画推進の普及・啓発を図ります。
- ・女性スポーツ普及・応援事業等を通じて、地域における女性活躍推進に係る気運の醸成を進めます。

②NPO・市民グループを対象とする公募型男女共同参画事業【政策局】

- ・市内のNPO・市民グループ等から、男女共同参画の実現に資する事業企画（講座・ワークショップ、啓発教材・調査研究）を公募し、協働して実施します。公募にあたっては、センター施設の無料提供と広報を支援する「センター活用型コース」と助成金を支給する「重点課題解決型コース」の2コースを設定します。

③企業への取組支援のための出張等事業の実施【政策局】

- ・各企業が、それぞれの実態を踏まえながら、男女共同参画推進の取組を具体的に進められるよう、出張訪問するなど、直接的な相談や働きかけを行います。

④男性のワーク・ライフ・バランス推進企業等へのインセンティブとなる取組実施【政策局】

- ・男性中心型労働慣行の見直しを進めていくために、特に男性のワーク・ライフ・バランスや育児休業など、積極的に取り組む企業に対するインセンティブとなるよう、既存の認定・表彰制度を含め、検討を進めます。

⑤メディア・リテラシー向上のための啓発等【政策局】【教育委員会事務局】

- ・メディアからの情報を主体的に読み解き、活用する能力（メディア・リテラシー）の向上に向けて、市民への啓発等を行います。
- ・子どもたちの発達段階に応じた情報活用能力の育成も図ります。

コラム11 戸塚で活動する女子アスリートを応援します！

「元気なつか、かんばれ女子スポーツ」

戸塚区には区内に活動拠点をおき、国内でもトップレベルの優秀な選手が在籍しているラグビーやサッカー、ソフトボールの女子スポーツチームがあります。

区内の子どもたちを対象とした体験教室のときに見せる輝く笑顔と笑い声の選手たちが、いざプレイになるとアスリートの顔に変わり、迫力あるプレイで魅了してくれます。

残念なことにまだ女子スポーツの認知度が低い現状ですが、自分たちの地域で活躍する女子スポーツチームを応援し、女子スポーツの普及を推進することで、地域の活性化と青少年の健全育成につなげていきます。

【戸塚区地域振興課】



YOKOHAMA TKM



ニッパツ横浜FCシールガールズ



日立ソフトボール部

コラム12 「再婚禁止期間」と「夫婦別姓」最高裁判断

女性だけに離婚後6カ月間の再婚を禁じていること及び夫婦同姓の民法の2つの規定の違憲性について、平成27年12月16日、最高裁大法廷が初の憲法判断を示しました。

女性の再婚禁止期間を180日とする規定については「違憲」、夫婦同姓については「合憲」という判断がなされました。一方で、判決では夫婦別姓については、不利益を負う人（ほとんどは女性）がいることを指摘しており、女子差別撤廃委員会からの是正勧告への対応も含め、制度についての議論は今後も続くと考えられます。

【政策局男女共同参画推進課】

<判断理由>

○再婚禁止期間を180日とする規定について

- ・再婚を禁止する期間が100日であれば合理的だが、100日を超えるのは過剰な制約（父性の推定の重複を回避するために必要とはいえない）で憲法違反。

○民法の夫婦同姓規定について

- ・名字が改められることで、アイデンティティが失われる等の不利益は否定できないが、旧姓の通称使用で緩和されており、憲法に違反しない。
- ・選択的夫婦別姓については、合理性がないと断ずるものではなく、そのような制度の採用は国民的な議論を受け、国会で論じられるべきである。

Ⅲ－６ 学校・地域・家庭における男女平等や自立・職業意識を育む教育（キャリア教育を含む）

男女がともに、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に自分自身の生き方を選択していくためには、学校や地域社会、家庭における教育が重要であることから、教育関係者に対する意識啓発に努めるとともに、キャリア教育を含む生涯学習や能力開発を推進していきます。

また、理工系分野など、女性の参画が進んでいない分野への進路選択を希望することに対する理解を深めるため、親や教員を含めて多様な職業選択への理解を促すとともに、ロールモデルの提示等の取組を進めていきます。

<主な事業>

①発達の段階に応じた男女平等教育の実施【政策局】【教育委員会事務局】

- ・成長・発達の段階にあわせた男女平等教育を推進するため、男女共同参画補助教材を活用します。

②キャリア教育実践プロジェクト事業【教育委員会事務局】

- ・市内小中学校で、働くことの意義や尊さを理解し、将来に夢や希望、目標を持てる子どもを育むキャリア教育を、企業や地域と連携しながら発達の段階に応じて推進していきます。
- ・「キャリア教育実践推進ブロック」を設置し、その成果を他の市内小中学校に発信します。

③大学等との連携による男女共同参画啓発講座の実施【政策局】

- ・男女間格差の背景をなす社会構造の理解や、デートDV、キャリア形成、リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）等、若い世代に身近な課題をテーマとした啓発講座を市内大学等と連携して実施します。

④スクールカウンセラー等に対する意識啓発の実施【教育委員会事務局】

- ・学校において、子ども、保護者そして教員へのカウンセリング及び心理的助言を行うスクールカウンセラー等に対し研修を実施し、男女共同参画意識の啓発を進めていきます。

⑤（再掲）キャリア教育による多様な進路選択の実施【教育委員会事務局】

- （略）取組分野Ⅰ－６－③参照

Ⅲ-7 地域防災における男女共同参画の推進

東日本大震災の発生など過去の災害時には、困難な状況の中で、育児、介護、家事などの家庭的責任が女性に集中したり、女性や子どもを狙った犯罪が増加したり様々な問題が明らかになっています。災害時には平常時の社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの取組が災害対策の基盤となります。

そのため、防災に係る意思決定の場への女性の参画を促進する取組を進めるとともに、災害によって受ける影響が男性と女性で違いが生じることに配慮し、男女共同参画の視点からの災害対策を進めていきます。

<主な事業>

① 震災計画に基づく男女共同参画の視点からの取組【総務局】

- ・ 震災対策において、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を明記し、防災対策に関する方針決定過程への女性の参画の重要性を認識し、検討部会、防災会議、企画立案部署等への女性の参画を積極的に推進します。

② 「YOKOHAMAわたしの防災カノート」活用出前講座の実施【政策局】

- ・ 「YOKOHAMA わたしの防災カノート」(実際に震災を経験した女性たちの声をもとに、様々な状況下での被災をイメージして、自分にとって必要な備えをするためのワークノート)を活用し、区役所、家庭防災員研修会及び地域子育て支援拠点などにおいて、男女共同参画の視点で地域防災の課題を考えていくための学習会を実施します。

③ 横浜市民防災センターにおける男女共同参画の視点からの防災教育の実施

【政策局】【総務局】【消防局】

- ・ 横浜市民防災センターにおける研修・学習プログラムにおいて、男女共同参画の視点からの防災対策カリキュラムを実施します。

コラム13 女性の力を地域の防災にかそう

横浜市男女共同参画センターでは、女性の実感や経験を防災のまちづくりにいかそうと2009年『ヨコハマわたしの防災力ノート』を制作しました。過去の災害の経験から、被災生活、とくに避難所においては育児、介護、炊き出しなどの役割や家庭責任が女性に集中、女性や子どもを狙った犯罪が増加、と様々な課題が明らかになっています。助かった命を尊重しあいながら、地域や暮らしの再建に向かうためには、日頃からの地域活動・防災に男女がともに力を出し合う工夫が大切です。横浜市防災計画震災対策編には「男女のニーズの違いに配慮した防災教育の実施、女性リーダーの育成」等が盛り込まれています。現在、地域防災拠点によっては、女性の意見や視点を出し合い、授乳などのためのオアシスルームの開設訓練なども試みられています。地域の安心・安全に男女共同参画で取り組む第一歩として、男女共同参画センターの防災力ノート・出前学習会をご活用ください。



【横浜市男女共同参画センター】

Ⅲ-8 男女共同参画に関する国際的な協調と活動への支援

男女共同参画をめぐる国際社会における動向等について情報収集・提供等を行うとともに、国際的な男女共同参画に関する市民の理解を深めるために、国際関係機関やNGO等との連携を促進・支援していきます。

また、女性を含め、世界を目指す若者支援の取組を進めていきます。

<主な事業>

①国際関係団体との連携、情報発信【政策局】【国際局】

- ・国際局（平成27年度新設）や国際関係団体とも連携しながら、互いのベストプラクティスを共有する場を持つなど、女性活躍促進の観点からの連携や情報発信を進めます。
- ・国際交流・在住外国人支援に取り組むNPO等の活動を支援するとともに、広く市民に紹介し、市民がこれらの活動に関わる機会を提供します。

②国際的に活躍する女性の支援（留学等の支援等）の実施

【国際局】【教育委員会事務局】

- ・「横浜市世界を目指す若者応援基金」を活用した、市内在住・在学の高校生の留学支援等、横浜から世界で活躍するグローバル人材としての成長を後押しすることにより、国際的に活躍する女性への支援を進めていきます。

<具体的取組>

Ⅳ－１ 関係機関・団体との連携強化や国への働きかけ

市民に身近な基礎自治体として各施策を強力に推進するため、男女共同参画に関連する民間団体や関係機関との連携を強化し、経済団体や地域団体とのネットワークづくりを進めます。

また、自治体レベルでの解決が難しい問題については、機会を捉え、国等に対して積極的に働きかけを行っていきます。

<主な事業>

①男女共同参画センターとの連携強化【政策局】

- ・男女共同参画センター3館が長年にわたり培った男女共同参画の推進のための経験とノウハウをさらに深めていくとともに、定期的な連絡会や協働事業をはじめ、一層の市との連携強化を図りながら、具体的な事業を進めます。

②地域プラットフォームの設置とポータルサイトの開設【政策局】

- ・地域の実情を踏まえ、市民一人ひとりが男女共同参画の推進を実感できる取組を進めるために、関係する民間団体や経済団体、地域団体のネットワーク作りや連携した取組を進めます。また、ウーマンポート横浜など、既存の関連ポータルサイトと連携しつつ、情報を一括して、分かりやすく提供できるポータルサイトを開設します（取組分野Ⅲ－４－①再掲）。

③国の制度及び予算に関する提案（国等への働きかけ）【政策局】

- ・「地域のことは地域に住む住民が決める」という地方分権の考え方にに基づき、市長から国等に、女性活躍の取組の推進等について、様々な機会を通じて、国の制度及び予算に関する提案・要望を行います。

IV-2 庁内体制の強化

計画の実行性を高めるには、各所管が主体的かつ継続的に取り組んでいく必要があります。そのため、第4次行動計画においては、各事業の所管を明記し、具体的なアクションにつなげていきます。

また、組織全体の推進力を高めるとともに、効果的かつスピード感のある施策を実施していくため、庁内の体制強化を図ります。

<主な事業>

①男女共同参画推進会議の開催とプロジェクトチームの設置、各事業の所管の明確化【政策局】

- ・市長を会長とする「男女共同参画推進会議」を設置し、計画の進捗管理を行います。また、具体的な各事業の所管を明確にしながら、横断的な重要課題については、適宜、プロジェクトチームを設置し、解決に向けて、連携しながら進めます。

IV-3 確実なPDCAサイクルの実施

(略) II-2 策定後の進行管理参照

IV-4 男女別等統計³³の充実

男女別等統計の調査結果を今後の施策に活かしていくために、調査結果を有効活用できる分野を中心に、できる限り男女別統計を含めた調査方法を導入するとともに、国や関係機関にも発信していきます。

<主な事業>

①調査を実施する各所管課への男女別等統計充実周知【政策局】

- ・男女それぞれが置かれた状況等を客観的に把握することが必要であることから、必要性の高いものから、段階的に市の男女別等統計を把握していきます。
- ・その他の統計情報についても可能な限り男女別データを把握し、公表できるよう検討を進めます。

33 男女間の意識による偏り、格差や差別の現状及びその要因、現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計。